

1 総則

1-3-2 災害時における個人情報の取扱い

2-1 被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務
の取扱いについて

令和5年3月31日限り、廃止

法 学 第 1433 号
平成 24 年 3 月 29 日

本庁各室課等の長
広域振興局の部等の長
及び部等に置く所の長
広域振興局以外の出先機関の長

法務学事課総括課長

**被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱いに
ついて（通知）**

各種災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対する生活再建に向けた支援を行うことを目的とした個人情報の利用及び提供については、岩手県個人情報保護審議会答申（平成24年3月19日付け答申第69号。以下「答申」という。）において、個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による目的外の利用又は提供の禁止の原則の適用を除外することについて適当と認められたところです。

今般、当該利用及び提供に係る事務の取扱いを下記のとおり定めたので、貴職が保有する個人情報の利用又は提供が必要となった場合には、その適正な運用に努められますようお願いいたします。

記

1 実施機関内部における利用及び他の実施機関に対する提供

個人情報を県の事務又は事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じその利用及び提供を図ること。

なお、当該利用及び提供に当たっては、条例の定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保すること。

2 国、他の地方公共団体及び岩手県内に所在する社会福祉協議会に対する提供

上記1に準じ、必要に応じ個人情報の提供を図ること。

なお、提供に当たっては、条例第5条第2項の規定の趣旨を踏まえ、提供先に対し、提供に係る個人情報について使用目的の制限その他の必要な制限を付するとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう求めること。

資料編 1 総則

- 3 法人その他の団体（1及び2に掲げる者を除く。以下「団体」という。）に対する提供
答申別紙2「被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準」の全てを満た
す場合に限り、個人情報を提供できるものであること。

なお、当該基準の運用の詳細等を別添運用方針のとおり定めたので、団体から個人情報の提供を受けたい旨申出があった場合、当該運用方針に基づき審査事務その他の手続を行うこと。

(別紙2)

被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準

法人その他の団体(国、地方公共団体及び岩手県内に所在する社会福祉協議会を除く。以下「団体」という。)が各種災害により被災した者(以下「被災者」という。)に対する支援として実施する事業(以下「事業」という。)の用に供するため、県の実施機関が保有する個人情報を提供することができるのは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし、この基準にかかわらず、個人情報を提供することが適当でない認められる理由があるときは、個人情報を提供しないものとする。

(事業の公益性)

第1 当該事業の内容が、被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、被災者に対する生活再建に向けた支援としてふさわしいものであると認められること。

(目的の明確性・整合性)

第2 当該事業について、個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)が明らかであり、かつ、当該取扱目的と当該事業全体の目的とが整合していると認められること。

(提供内容の合理性等)

第3 当該事業のため必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目が、取扱目的に照らして合理的であり、必要かつ最小限のものであると認められること。

(提供の必須性)

第4 県から個人情報の提供を受けなければ、当該事業の目的が達成し難いと認められること。

(実施可能性)

第5 当該事業が、当該団体の人的体制、当該事業の実施に関する計画の内容、当該事業の実施の具体的な方法等を総合的に勘案した結果、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(責務遵守性)

第6 当該団体が、個人情報を取り扱うものとして自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができるものであると認められること。
2 当該団体が、県から提供を受けた個人情報を当該取扱目的以外に使用しないことを誓約するものであるほか、県の実施機関が付する条件を遵守するとともに、県の実施機関が求める措置を確実に講ずることができることと認められること。

(権利利益侵害性)

第7 個人情報の提供によって、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められること。

被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準の運用方針

(平成24年3月29日制定)

(前文 [基準の趣旨])

法人その他の団体（国、地方公共団体及び社会福祉協議会を除く。以下「団体」という。）が各種災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対する支援として実施する事業（以下「事業」という。）の用に供するため、県の実施機関が保有する個人情報を提供することができるのは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし、この基準にかかわらず、個人情報を提供することが適当でない認められる理由があるときは、個人情報を提供しないものとする。

【趣旨】

この基準は、各種災害時において、被災者に対する生活再建に向けた支援を目的とした事業を実施しようとする団体が、知事が保有する当該被災者の個人情報の提供を受けようとする場合に、当該団体及び当該団体が実施しようとする事業の備えるべき条件として、個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項第7号に基づく岩手県個人情報保護審議会答申（平成24年3月19日付け答申第69号。以下「答申」という。）において定められたものである。

【解釈・運用】

- (1) 答申に基づく提供の対象となる被災者の個人情報は、本庁各室課等及び各出先機関（以下「各室課等」という。）において保有する各種の個人情報であり、災害対応に係る事務事業において取り扱うもののみならず、通常（平常時）の事務事業において取り扱うもの（原則として、支援対象となる被災者の個人情報を容易に抽出することができる場合に限る。）も含むものである。
- (2) 「各種災害」の範囲については、東日本大震災津波のような自然現象により生ずる災害のみに限られるものではなく、自然現象以外の原因により生ずる災害も含まれるものである。
- (3) 「被災者」の範囲については、東日本大震災津波においても支援の趣旨や内容に応じて広義・狭義が様々に使い分けられており、一律に定義し難いことから、個別の災害の様態、被害の実情、必要とされる支援の内容等に照らし、個別に判断するものとする。

なお、各室課等において当該範囲の解釈について疑義が生じた場合、団体から申出を受ける前であっても、法務学事課に協議するものとする。

- (4) 団体から個人情報の提供依頼があった場合、この基準の第1から第7までの全てを満たす場合に限り、提供することができるものとする。
- (5) 当該条件にかかわらず、団体自身の性質上、県の保有する個人情報の提供の相手方として不適当であると考えられる場合（下記判断基準(1)及び(2)を満たさない場合）には、条件への適合の有無について判断するまでもなく、個人情報を提供しないものである。

また、当該条件をすべて満たす場合であっても、何らかの理由により個人情報を提供することができない場合や、個人情報を提供すべきでない事情がある場合（下記判断基準(3)に掲げる事情を認めた場合）は、個人情報を提供しないものである。

- (6) 知事は、個人情報の提供を受けようとする団体に対し、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当該団体が災害時における連携・協力について県との間で協定その他の取決めを締結しており、当該取決めに基づく事業を実施するために個人情報の提

資料編 1 総則

供を受けようとする場合においては、ウに掲げる書類を省略することができるものとする。

ア 被災者情報提供申出書(当該団体が個人情報の提供を受けたい旨、事業計画の概要その他必要な事項を記載した書面をいう。)(様式第1号)

イ 誓約書(当該団体が下記判断基準(1)を満たす旨及び県から提供を受けた個人情報の目的外使用を行わない旨を誓約する書面をいう。)(様式第2号)

ウ 実績調書(当該団体が下記判断基準(2)に掲げる実績を有するものであることを具体的に明らかにする調書をいう。)(様式第3号)

エ 個人情報取扱体制調書(当該団体内部の個人情報の取扱いに関する体制等を具体的に明らかにする調書をいう。)(様式第4号)

(7) 各室課等は、団体から(6)に掲げる書類の提出があった場合、この基準に照らして審査を行い、法務学事課への協議を経て、個人情報を提供し、又は提供しない旨の決定をし、当該団体に対し、その旨を被災者情報提供決定通知書(様式第5号)又は被災者情報非提供決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(8) 各室課等は、(7)の通知を行った場合、当該通知書の写しを法務学事課に送付するものとする。

《判断基準》

答申に基づく個人情報の提供先(この基準による審査の対象)となるべき団体は、下記(1)及び(2)を満たすものでなければならない。

なお、この判断基準による審査に際しては、必要に応じ、他の実施機関に照会をすることができるものとする。(当該照会回答における個人情報の収集及び提供については、条例第4条第3項第7号及び第5条第1項第5号に基づくものとして取り扱うものとする。)

(1) 団体自身の性質

団体が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該団体については、その性質上、県の保有する個人情報の提供の相手方として適当であると考えられる。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。

エ 各種法令に違反していないこと。

オ 団体の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が含まれていないこと。

カ 暴力団又は暴力団員が、運営に実質的に関与していないこと。

キ 団体の役員及びこれに準ずる者(以下「役員等」という。)が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

コ 団体が現に行っている事業又は活動が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するものでないこと。

サ 団体が現に行っている事業又は活動が、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に定めるインターネット異性紹介事業に該当するものでないこと。

シ 行政機関からの行政指導による改善がなされていない者でないこと。

資料編 1 総則

- ス 県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第281号制定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- セ 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準(平成23年10月5日付け出第116号制定)に基づく入札参加制限を受けていないこと。
- ソ 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けていないこと。
- タ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中でないこと。
- チ 上記に掲げる事項の全てに該当することについて、あらかじめ誓約していること。
- ツ その他個人情報の提供の相手方として適當でないと思われる理由がないこと。

(2) 団体の活動実績

団体が次に掲げる実績のいずれかを有する場合、当該団体については、その実績上、県の保有する個人情報の提供の相手方として適當であると考えられる。

- ・ 被災者に対する生活再建に向けた支援の実績があること。(県内での活動に限定しない。他都道府県、他国における実績も考慮。)
- ・ 県と連携・協力して事業を行った実績(県の事務事業全般にわたるものであり、被災者支援事業に限らない。)があること。

(3) その他の事情

各室課等の都合により個人情報を提供することができない場合や、諸般の事情を勘案して個人情報を提供すべきでない事情があるときは、個人情報を提供しないものとする。

具体的には、次のような場合が考えられる。

- ア 事務処理上の困難があること。(例：提供を希望する個人情報が大量なため対応できないこと、業務多忙につき対応できないこと。)
- イ 個人情報の提供以外の方法により対応が可能と考えられること。(例：支援対象人数が少なく、その特定も容易であり、かつ、事業内容も軽易(案内の発送等)であれば、団体が用意した後納郵便に県において宛名シールを貼り付けて送付すれば足りると考えられること。)
- ウ その他の理由があること。(例：事業の内容及び個人情報の範囲が既に個人情報提供済の事案(別の団体が行う別の事業)と重複していること。(同一地域において同一の物資(既に充足していると考えられるもの)を配布しようとする場合等が想定される。))

(事業の公益性)

第1 当該事業の内容が、被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、被災者に対する支援としてふさわしいものであると認められること。

【趣旨】

県が連携・協力して実施することが適當と認める被災者支援事業か確認するとともに、当該事業の内容について、県の保有する個人情報を提供すべき公益性(公平性)があるか確認するものである。

【解釈・運用】

- (1) 対象となる事業は、原則として、団体が実施機関(各室課等)と協働して実施するものに限るものとするが、その範囲については、場所や時間によって変化する被災者の需要(支援ニーズ)に応じ、柔軟に解釈するものとする。

例えば、生命や財産の損害の回復等に係るものに限らず、被災による心理的負荷の軽減に係るものについても、その範囲に含まれるものである。

なお、各室課等において当該範囲の解釈について疑義が生じた場合、団体から申出を受ける前であっても、法務学事課に協議するものとする。

資料編 1 総則

- (2) 上記趣旨にいう「県の保有する個人情報を提供すべき公益性（公平性）」とは、対象となる事業について、被災者支援事業としての公平性が担保されているか否かを主眼として判断することを意図するものであり、不特定多数を対象とする事業のみならず、事業の内容によっては特定少数の被災者を対象とするもの（例えば、特定の地域の被災遺児・孤児の支援等）についてもその公益性を認める場合があると考えられる。よって、事業の公益性については、当該事業の規模のみならず、団体の規模、事業の内容等に即して個別に判断する必要がある。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、その内容上、県の保有する個人情報の提供の対象となるべき公益性を有するものと考えられる。

ア 被災者に対する支援を主たる目的とするものであること。

イ 県事業として実施することが適当な支援事業であること。（例えば、人的、金銭的な制約から県ではできないが、県が実施しても問題がない事業であるかなど。ただし、国・県・市町村との役割分担、部局間の事務分掌等の観点に偏り、安易に縦割りで判断することのないよう努めること。）

ウ 原則として、不特定多数の被災者を対象とするものであること。ただし、前述のとおり、事業の内容によっては特定少数の被災者を対象とするものについても公益性を認めるべき場合があると考えられること。

エ 原則として、当該団体等の営利等を目的とするものでないこと。

オ 公序良俗に反するものでないこと。

（目的の明確性・整合性）

第2 当該事業について、個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）が明らかであり、かつ、当該取扱目的と当該事業全体の目的とが整合していると認められること。

【趣旨】

個人情報の用途が明確であり、かつ、事業全体の目的（達成しようとする成果）と整合しているか確認するものである。

【解釈・運用】

各室課等は、団体から示された個人情報の具体的な用途が、当該団体が事業において達成しようとしている成果と明確に合致するか否かを、団体から提出を受けた書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、個人情報を取り扱う目的の明確性・整合性が認められるものと考えられる。

ア 事業における個人情報の用途に具体性があること。

イ 事業全体の目的（達成しようとする成果）と提供する個人情報の用途とが明確に合致すること。（曖昧な部分や、明らかに整合しない部分がないこと。）

（提供内容の合理性等）

第3 当該事業のため必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目が、取扱目的に照らして合理的であり、必要かつ最小限のものであると認められること。

【趣旨】

事業における個人情報の用途に照らして、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないか確認するものである。

資料編 1 総則

【解釈・運用】

各室課等は、第2で確認した個人情報取扱目的に照らして、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないか確認するものとする。

なお、当該確認に当たっては、個人情報の項目毎に、当該項目の提供が必要な理由を明確に整理するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないものと考えられる。

ア 事業の目的と、情報提供の対象となる個人の範囲とが整合していること。(ズレていたり、過大になったりしていないこと。)

イ 事業の目的に照らして、提供対象となる個人情報の項目が必要最小限であること。

(提供の必須性)

第4 県から個人情報の提供を受けなければ、当該事業の目的が達成し難いと認められること。

【趣旨】

事業が時宜を得たものであり、時機を失すればその効果を損ない、事業の目的が達成されないおそれがあるか確認するとともに、事業の実施のために県から個人情報の提供を受ける必要性の高さ(事業実施上の必須性)を確認するものである。

【解釈・運用】

(1) 県と市町村において同一内容の個人情報を保有している場合においても、市町村が当該市町村の個人情報保護条例の定めにより当該個人情報を提供することができない場合には、県から個人情報の提供を受ける必要性があるものと認められる。

また、両者とも個人情報の提供が可能な場合であっても、市町村の事務都合により、団体から申出のあった時点において県のみが当該個人情報を提供することができる状況にあり、かつ、速やかに事業を実施しなければ当該事業の効果が損なわれると認められるときにも、同様に、県から個人情報の提供を受ける必要性があるものと認められる。

(2) 「事業実施上の必須性」については、上記(1)のほか、事業において県の保有する個人情報を使用しなければならない理由(例えば、団体が自ら個人情報を収集しようとする場合、事業の時機を失し、結果として被災者の不利益となると考えられること等)についても併せて確認しなければならない。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、個人情報の提供の必須性が認められるものと考えられる。

ア 事業の内容が、その時点の被災者の支援ニーズに即したもの又は事業実施予定時期(将来)における被災者の支援ニーズを捉えたものであると考えられること。

イ 県からの提供以外の方法により個人情報を収集しようとした場合、当該事業を本来実施すべき時期に実施することができず、事業の効果が著しく低減すると考えられること。

ウ 当該団体が自ら個人情報を収集しようとした場合、多大な経費と労力を要したり、事業実施の時機を失したりするなど、事業の円滑かつ効果的な実施が困難となるおそれがあること。

エ 必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目に照らして、県以外の者から個人情報の提供を受けることが困難であると考えられること。

(実施可能性)

第5 当該事業が、当該団体の人的体制、当該事業の実施に関する計画の内容、当該事業の実

施の具体的な方法等を総合的に勘案した結果、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

【趣旨】

事業について、その規模が適正であり計画どおり実施される可能性の高いものであるか確認するものである。

【解釈・運用】

各室課等は、団体から示された事業計画等について、当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるか否かを、団体から提出を受けた書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、計画どおり実施される可能性が高いものと考えられる。

ア 事業の規模が、当該団体の規模に照らして過大なものとなっていないこと。

イ 事業の実施に関する計画（実施細目、人員、スケジュール、資金、協力団体等）の内容が具体的であり、事業の目的（達成しようとする成果）と整合していること。

ウ 事業の内容が、被災者や他の個人、団体等と紛争を生じるおそれのあるものでないこと。

エ 事業が計画どおり実施されると見込まれること。

（責務遵守性）

第6 当該団体が、個人情報を取り扱う者として自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができるものであると認められること。

2 当該団体が、県から提供を受けた個人情報を当該取扱目的以外に使用しないことを誓約するものであるほか、県の実施機関が付する条件を遵守するとともに、県の実施機関が求める措置を確実に講ずることができることと認められること。

【趣旨】

団体について、個人情報を取り扱う者としての責務を遵守することができることと認められるか確認するものである。

【解釈・運用】

(1) 団体の個人情報取扱体制及び個人情報保護能力については、団体から提出を受けた個人情報取扱体制調書（様式第4号）その他の書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

(2) 県から提供を受けた個人情報の目的外使用をしないこと、県が提供にあたり付す制限や求める措置を遵守する旨の誓約は、誓約書（様式第2号）により行わせるものである。

(3) 各室課等は、条例第5条第2項の規定により、個人情報の提供を受ける団体に対し、当該個人情報について使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付すとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

各室課等が団体に対して付すべき制限及び求めるべき措置は、おおむね次のとおりである。

ア 使用目的の制限（団体が申し出た取扱目的以外の目的に個人情報を使用しないこと。）

イ 使用方法の制限（団体が申し出た使用方法以外の方法で個人情報を使用しないこと。）

ウ 使用期間の制限（団体が申し出た事業期間の経過後においては個人情報を使用しないこと。）

エ 個人情報を取り扱う者の制限（個人情報を使用することができる者の範囲は、団体

資料編 1 総則

- が申し出た範囲に限ること。)
- オ 使用後の取扱いの指示（個人情報の使用が終了した後、当該個人情報の記録された媒体について、各室課等の定めるところにより、廃棄、返却等の対応を取ること。)
- カ 再提供の禁止（別の団体に対する個人情報の提供を禁ずること。ただし、事業計画上、当該団体と関係を有する団体に対する個人情報の提供が予定されている場合には、必要最小限の再提供を認める場合があること。)
- キ 複製の制限（個人情報の複製（印刷等）は、事業内容に照らして必要最小限に留めること。)
- ク 本人への周知（県から個人情報の提供を受けて事業を実施するものであること、個人情報の使用の停止を申し出ることができることについて、本人に周知すること。)
- ケ 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止（個人情報が漏えい、滅失及びき損することのないよう、必要な措置を取ること。)
- コ 団体の個人情報取扱規程に沿った個人情報の取扱いの確保（団体内部における個人情報の取扱いに関する明文の取決めに沿って、個人情報を取り扱うこと。)
- サ 個人情報を取り扱う者に対する研修の実施（団体内部において、個人情報を取り扱う業務に従事する者に対し、必要な研修を行うこと。)
- シ 調査・報告の実施（県は、必要に応じ、団体における個人情報の取扱いについて調査し、又は報告をさせることができること。)
- ス 指示の実施（県は、必要に応じ、団体における個人情報の取扱いの適正を確保するため、団体に対し、必要な指示を行うことができること。)
- セ その他必要な措置の実施（キ～スに掲げる措置のほか、個人情報の適切な管理のために必要な措置を団体自ら講ずること。)
- (4) 各室課等は、個人情報の提供に際し、(3)の措置要求を、被災者情報提供条件通知書（様式第7号）を当該団体に対して交付することにより行うものとする。
なお、当該通知書の内容については、あらかじめ法務学事課の確認を経るものとする。
- (5) 各室課等は、個人情報の提供の後遅滞なく、団体から、被災者情報受領書（様式第8号）を提出させるものとする。
- (6) 各室課等は、被災者情報提供条件通知書（様式第7号）及び被災者情報受領書（様式第8号）の写しを、法務学事課へ送付するものとする。

《判断基準》

団体が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該団体の責務遵守性が認められる。

- ア 個人情報取扱事業者に該当する場合は、個人情報保護法の規定による義務（努力義務を含む。）を履行し得る体制を整えていること。（個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、これに準じた体制を整えていること。)
- イ 個人情報の取扱いに関して、団体内部において明文の取決めがあり、かつ、個人情報の取扱いに関する責任者を定めていること。
- ウ 県から提供を受けた個人情報の取扱いに関して目的外に利用しないことや、県の実施機関が付す制限を遵守することについて、あらかじめ誓約していること。
- エ 県から提供を受けた個人情報の取扱いに関して県の実施機関が求める措置を講ずることについて、あらかじめ誓約しており、かつ、団体の個人情報取扱体制等に照らして、当該措置を確実に講ずることができると見込まれること。

(権利利益侵害性)

第7 個人情報の提供によって、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められること。

【趣旨】

個人情報の提供により生じるおそれのある権利利益の侵害と事業によって実現される公

資料編 1 総則

益を比較衡量し、権利利益を不当に侵害するおそれがない（侵害があったとしても受忍範囲内に留まる）ことを確認するものである。

【解釈・運用】

- (1) 事業によって実現される公益については、当該事業の対象となる被災者全体が受ける便益として捉えるべきものであるが、個人情報の提供により生じる個人の権利利益の侵害については、原則として個々の被災者の受忍範囲に即して捉えるべきものであり、個々の被災者の権利利益の侵害の総和として捉えるものではない。よって、両者は、定量的な比較になじまないものであり、個別具体の事例に即し、当該時点の状況等に照らして、適時適切に判断する必要がある。

なお、当該受忍範囲については、個別の事業において必要とされる個人情報の項目に照らして判断されるものであり、個人情報の項目数の多寡や当該項目の内容の重要度に応じて変化するものと考えられる。

- (2) 事業の内容が極めて軽易な場合、当該事業によって実現される公益も極めて小さいものに留まるものと考えられ、そのような場合には、個人情報の提供による権利利益の侵害が当該個人の受忍範囲を超える可能性が高いものと考えられる。

≪判断基準≫

個人情報の提供によって生じる本人の権利利益の侵害（個々の被災者に対し与える心理的影響等）が、事業の実施によって実現される公益（事業の受益者である被災者全体に対する有形無形の効果）と比較して小さいものであると考えられる場合、当該事業については、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。

その他〔雑則〕

- (1) 個人情報の提供に関する被災者への周知

答申に基づく個人情報の提供の対象となった事業について、その円滑な実施を図るとともに、当該個人情報に係る本人（被災者）が自己の情報の取扱いについて知り得る状態に置くため、提供先となった団体の名称、事業の内容、提供した個人情報の内容（個人の類型及び情報の項目）について、次のとおり周知するものとする。

ア 実施機関による周知

各室課等は、個人情報を提供する場合、その事前又は事後において、当該提供事案の概要について、必要に応じ、当該個人情報に係る本人に対し、通知その他の適切な方法により周知するよう努めるものとする。この際、自己の情報を提供又は使用しないよう県又は団体に申し出ることができる旨を併せて周知するものとする。

また、法務学事課は、個人情報の提供が行われた場合、当該提供事案の概要について、ホームページ等により、当該提供の翌月に一括で公表するものとする。

イ 団体による告知

個人情報の提供を受けた団体は、当該個人情報を使用した事業における支援対象である被災者に接触する際、次に掲げる事項について書面又は口頭により告知するものとする。

(ア) 当該事業が、条例の規定に基づき、県から個人情報を受けて行われるものであること。

(イ) 県による団体への個人情報の提供を希望しない場合、その旨申し出ることができること。なお、当該申出は、県又は団体のいずれに対しても行うことができるものであること。（団体に対して申出があった場合、当該団体を通じて県に伝達すること。）

- (2) 個人情報の提供を希望しない旨の申出があった場合の対応

資料編 1 総則

各室課等は、被災者から個人情報の提供を希望しない旨の申出があった場合、本人の意思に基づき、原則として、当該申出の以後において、当該被災者の個人情報を団体に提供しないものとする。

また、既に個人情報を提供している場合においては、当該提供を受けた団体に対し、当該個人情報を使用しないよう指示するとともに、必要に応じ、返却、廃棄等の対応を取らせるものとする。

(3) 事業実績の報告

各室課等は、団体が事業の実施を完了した場合、被災者支援事業実施報告書（様式第9号）を提出させるとともに、当該報告書の写しを法務学事課に送付するものとする。

法務学事課においては、事業実績の概要を、ホームページ等により公表するものとする。

(4) その他

各室課等は、この運用方針により難しい事案が発生した場合、速やかに法務学事課へ協議するものとする。

（※様式については、添付を省略する。）

資料編 1 総則

1 総則

1-5 県土の概況

1-5-1 耕地森林別面積調

区 分		面 積	備 考	
耕 地	田	92,700 ha	令和5年耕地面積調査（農水省HPより）	
	畑	普通畑	24,600	〃
		樹園地	3,280	〃
		牧草地	26,600	〃
	小計	147,180		
森 林	国有林	392,646	いわての森林・林業概要（R5版）	
	民有林	782,405	〃	
	小計	1,175,051		

1-5-2 本県極値気象表

要素	地名	盛 岡		宮 古		大 船 渡		県 内※		
		値	年月日	値	年月日	値	年月日	値	年月日	観測所
最高気温	℃	37.2	大13. 7. 12	37.3	昭 8. 7. 23	37.0	平29. 8. 5	38.8	平 6. 8. 14	釜石
								39.5	昭21. 8. 16	一関
最低気温	℃	-20.6	昭20. 1. 26	-17.3	明41. 1. 23	-11.6	昭55. 2. 17	-27.6	昭63. 2. 17	藪川
								-35.0	昭20. 1. 26	藪川
最小湿度	%	7	平20. 4. 22	8	平13. 3. 23	7	昭44. 4. 29			
最大風速・ 風向	m/s	WNW 22. 2	昭26. 4. 10	WSW 31. 4	大元. 9. 23	SE 21. 8	平14. 10. 2			
最大瞬間 風速・風向	m/s	SW 38. 6	平16. 11. 27	SSE 43. 5	平14. 10. 2	SSE 44. 2	平14. 10. 2			
最大10分間 降水量	mm	24. 0	令4. 7. 5	24. 5	平28. 8. 30	30. 5	平 7. 8. 16			
最大1時間 降水量	mm	62. 7	昭13. 8. 15	84. 5	令元. 10. 13	58. 0	令元. 8. 8	95. 5	平27. 6. 16	紫波
								81. 0	昭36. 9. 10	大平
最大日降水 量	mm	198. 0	平19. 9. 17	319. 0	平12. 7. 8	200. 0	昭52. 5. 16	333. 0	昭63. 8. 29	岳山
								334. 0	昭23. 9. 16	世田米
最深積雪	cm	81	昭13. 2. 19	101	昭19. 3. 12	32	昭59. 2. 28	279	平25. 2. 25	湯田
								368	昭49. 1. 27	湯田

観測開始 盛岡 大正12年～ 宮古 明治16年～ 大船渡 昭和38年～
 ※上段はアメダス観測開始からの値、下段は参考値（気象通報所等の観測値）
 （アメダス観測開始：昭和51年～）

発生日	災害名	災害内容	り災		人的被害				建物				被害				土木被害					船舶被害	被害額合計			
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	農作物被害			水産物被害	千円	
S44.5.6	林野火災	異常乾燥による	29	153																			千円	隻	1,047,994	
"5.12~13	山林火災	異常乾燥による	2	13	1																				12,650	
"7.28~31	大雨	前線による大雨及び台風7号による大雨	472																26	5.0	2,219.1				1,095,076	
"8.23	風雨波浪	台風9号による	220	824				1		4															272,086	
"9.18	豪雨	集中豪雨	1,272	5,067						3									32	3.0	104.15				115,245	
45.1.31~2.1	水害	低気圧による豪雨波浪	42	195	4			3		27									51	2.0					2,555,763	
"8.1~2	水害	岩手県内陸北部の集中豪雨																		43.0						151,996
"10.16	地震	秋田県南東部の地震	4	16				1		2										6.0						362,327
46.1.16~19	波浪大雪	低気圧による高波浪、大雪						1																		1,179,376
"5.12	林野火災	異常乾燥による																								36,915
"7.30	飛行機事故	全日空機空中接触事故			162			1																		1,110
"9.11~13	大雨波浪	前線と台風26号による大雨波浪																								463,874
47.1.12~13	波浪	南海低気圧による高波浪、大雪	3	7				1																		7,420,434
"7.7~9	水害	梅雨前線による大雨	7	36																						1,003,243
"8.2~4	水害	大雨	28	100																						214,448
"9.12	豪雨降ひょう	集中豪雨と降雹	34	115																						301,874
"9.15~17	大雨波浪	台風20号による大雨、波浪	205	756	3			3																		2,256,573
"11.21	水害	大雨	39	142				1		1																21,684
48.6月~8月	干害	長期干ばつ																								6,963,867
S49.1月下旬~2月上旬	大雪波浪	南海低気圧による大雪、高波浪	1	2						1																1,742,288
50.3.21	大雨	低気圧による太平洋側の大雨	224	837	2					4																5,696,404
"11.12~13	高波浪	低気圧(台風19号)による大雨																								1,932,780
51.1.2~8	林野火災	異常乾燥による	7	36						2																1,453,505
"9.8~14	大雨	台風17号と前線による大雨	1	4																						1,349,383
"10.20~21	大雨強風	日本海低気圧による大雨と強風	24	83						3																1,280,166
"夏季	冷害	異常低温による冷害																								41,518,959
52.5.15~17	大雨	低気圧の北東進に伴う太平洋側の大雨	224	869	4			8		20																6,785,623
53.2.20	地震	宮城県沖地震																								989,181

発生日月	災害名	災害内容	り災			人的被害				建物							被害					土木被害					農作物被害			水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円									
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼	半焼	流失	半焼	一部破損	床上浸水	床上浸水	床上浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流理	冠水	被害額	被害額																
"6.12	地震	1978年宮城県沖地震	7	31				11							戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	3	297	144	16	32	210.0		30,508				千円	隻		4,543,669				
"6月~9月	干ばつ	6月から9月にかけての干ばつ																																					2,696,500		
54.3.31 ~4.1	強風 波浪	低気圧による強風と波浪	376	1,487	2		42	72	304	1,485								1,927										239,792										2,946,025			
"8.4 ~7	大雨	前線による大雨	248	890			3											329			35.5																	11,138,577			
"10.19 ~20	大雨 強風 波浪	台風20号による大雨と強風波浪	560	1,919	1		7	3	4	24								357			76.6							387,194										10,018,774			
55.8.26 ~31	大雨	低気圧による大雨	9	29	1				1	1								9			1.49																		3,209,547		
"12.23 ~24	暴風 雨雪	低気圧による暴風雨雪	8	41			2	3	4	56								104					10					2,363,417										14,207,636			
S55	冷害	異常低温による冷害																																					68,180,000		
S56	豪雪	冷害																																					29,364		
S56.4.19 ~21	大雨 強風	低気圧による大雨と強風					2								1			14																					2,290,531		
S56.8.23	暴風雨	台風15号による暴風雨	1,119	4,210	4		46	17	81	1,165								2,749			5,481							315,854										93,929,639			
56.9.25 ~27	大雨	低気圧による大雨	319	1,064	3		4	4	5	11								163			82.9							4,194											4,654,496		
57.4.15 ~16	大雨	低気圧による大雨	192	675					1	4								25			21							24,062											3,564,551		
57.5.20 ~21	大雨	低気圧による大雨	2,699	8,472	2				2	4								1,030			188							2,120											7,385,716		
57.8.30 ~31	大雨	台風13号と雷雲による大雨	2,101	7,567														879			277							17,873										6,970,998			
57.9.10 ~13	大雨 暴風	台風18号と前線による大雨と暴風	819	2,830														128			2							19,518										4,238,870			
57	冷害	異常低温による冷害																																						14,525,050	
58.4.27	林野 火災	異常乾燥下における林野火災	71	243	1		26	47	8	223								233										15,350											5,068,831		
59	豪雪	大雪	4	16	5		22		4	177								212			1.25																		1,358,515		
59.2.1 ~29	低温	低温による道路の凍上災害																																						7,755,600	
59.4.19 ~21	大雨・ 風・ 雪浪	低気圧による大雨、雪、風浪	7	37					6	27								59										127,650						4.03						7,347,144	
60.1.1 ~1.31	低温	低温による道路の凍上災害																																						8,307,629	
60.6.30 ~7.1	大雨 強風	台風による大雨強風災害	1	3						1								6			1.02																		3,102,589		
61.2.1 ~2.28	低温	低温による道路の凍上災害																																						11,284,496	
61.8.5 ~8.6	大雨	台風10号及びその後の低気圧による大雨災害	55	185	1		2		1	10								746																						19,095,757	
62.1.9	地震	岩手県中部沿岸地震					8																																	1,013,117	
62.8.16 ~8.19	大雨	低気圧による大雨																																							10,522,971

発生年月日	災害名	災害内容	り災			人的被害			建物			被害			土木被害				農作物被害			船舶被害 隻	被害額 合計		
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水			水産物被害 千円	
62.9.16 ～9.17	大雨	台風13号による 大雨波浪災害								1	30		31		12	3	2		ha 田皆無	8.8	55,020			千円	1,687,343
63.3.22 ～3.25	融雪	低気圧による大 雨融雪災害										68	1		65		6								1,948,300
63.8.28 ～8.31	大雨	低気圧による大 雨災害	971	3,762			1			4	849	283	720	49	757		12			3,942.8	7,715				37,673,003
63 H元.2.28 ～3.1	冷害	異常低温・日照 不足による冷害											19	2	75		3								30,127,825
元.4.11 ～4.12	大雨	低気圧による大 雨融雪災害	1	6								42			64										1,058,000
元.8.27	大雨	台風17号による 大雨	1	3						1	2		73	3	130		5	0.8	20.5		800				3,287,156
元.9.5 ～9.8	大雨	低気圧による大 雨									3		80	1	209					204.3					3,401,013
元.11.2	地震	三陸沖地震災害						1					14	3	1										911,046
2.9.19 ～9.20	大雨	台風19号による 大雨	42	145	1					4	300	72	418	28	1,063		5	4,489.2			13,095				20,373,221
2.11.4 ～11.5	大雨	低気圧による大 雨	239	886	1	1				4	957	309	877	33	1,059		5				187,116				21,340,942
3.2.15 ～2.17	暴風 雨雪 波浪	低気圧による暴 風雨雪・波浪災 害	1	3						1	2		24		3		3				3,586,701				13,592,822
3.8.30 ～8.31	大雨	台風14号による 大雨災害	54	170	2					3	130	16	305	13	696		6	357.3			44,160				15,013,879
3.7月中旬 ～8月中旬	冷害	異常低温・日照 不足による冷害																							25,761,883
5.7.28 ～7.29	大雨 洪水	低気圧による大 雨・洪水災害	50	145	1					2	5			6	736						5,000				17,480,405
5.7月 ～8月	冷害	異常低温・日照 不足による冷害																							102,690,997
6.2.21 ～2.23	暴風 暴風雪	低気圧による暴 風・暴風雪災害						6												1.93	37,770				152,671
6.9.14 ～9.16	大雨	秋雨前線による 大雨災害	51	152				1				25	175		166	3	1	39.23							4,409,754
6.9.18 ～9.22	大雨	台風24号による 大雨・暴風災害																			287,716				4,051,161
6.9.29 ～9.30	大雨 暴風	台風26号による 大雨・暴風災害	35	82	1			2		4	185	70	162	5	250					2,824.4					6,453,590
6.10.4	地震	平成6年(1994 年)北海道東方 沖地震									2										718,576				1,238,948
6.12.28	地震	平成6年(1994 年)三陸はるか 沖地震						1				4	5				1				7,029				642,782
7.1.7	地震	岩手県沖地震災 害	2	14				1				3													182,808
7.8.2 ～8.9	大雨	梅雨前線による 大雨災害	8	24						1	28	32	157	4	321				2,784.9						9,396,266
9.5.2 ～5.3	林野 火災	異常乾燥・強風 による林野火災						1																	1,049,404
9.6.28	大雨	台風8号による 大雨・暴風災害									3		91	1	139										2,551,306
10.6.27	大雨	梅雨前線による 大雨災害											11	4	31		2								1,151,031
10.8.13	大雨	梅雨前線による 大雨災害	1	4							6	22	26		54				7.0						1,579,713

発生日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物						被害				土木被害				農作物被害			船舶被害	被害額合計			
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流理	冠水	水産物被害	千円			千円	隻	千円
10.8.26 ～9.1	大雨	前線の停滞による大雨災害	120	431	1				1	32	119	374	228	700	14	468			2		2,821.7								20,651,458
10.9.3	地震	岩手県内陸北部における地震災害					9							17		1													7,916,068
10.9.13	地すべり	江刺市における地すべり災害												1															1,088,055
10.9.15 ～9.16	大雨 暴風	台風5号による大雨・暴風災害	16	47			2			15	14	92	21	99	6	97					850.5		5,451						2,721,619
10.9.30 ～10.2	大雨	秋雨前線による大雨災害									1	31	21	59	2	30													1,478,413
11.7.12 ～7.14	大雨	熱帯低気圧による大雨災害	140	425	1					12	141	873	4	425	6	381	8	4			778.0								13,827,705
11.10.27 ～10.28	大雨	低気圧による大雨災害	564	1,802	2		27			9	518	418	47	555	13	701			3		920.5		72,000		29				47,146,936
12.7.8 ～7.9	暴風 大雨 洪水	台風3号による大雨・洪水・暴風災害	372	1,010			1			23	53	258	2	192	5	155					3,061.8		102,650		4				5,519,526
13.1.18 ～1.28	低温	低温による道路の凍上災害												620															6,861,170
13.2.2 ～2.27	低温	低温による道路の凍上災害												1,599															19,012,055
13.4. 下旬	低温 降霜	降霜による農作物等災害																			1,959.7								1,883,809
13.7.30 ～8.2	大雨 洪水	前線停滞による大雨洪水災害	127	406							7	119	22	60	3	160					1,615.6								3,193,497
13.9.10 ～9.12	大雨 洪水	台風15号による大雨洪水災害	61	162							3	59	47	62	3	78					38.6		5,750						2,115,064
14.1.27 ～1.28	暴風 大雪 波浪	低気圧による暴風雪・大雪・波浪災害	8	22						4			1	1		1					0.68		524,076		78				4,063,903
14.7.10 ～7.12	大雨 洪水	台風6号による大雨洪水災害	3,723	10,333	2					14	912	2,601	1,971	1,032	24	1,736	2	13			7,042.0		12,050						57,358,038
14.8.12	大雨 洪水	低気圧による大雨・洪水災害									1	1		48	2	95					943.9								2,794,972
14.10.1 ～10.2	大雨 洪水 暴風 波浪	低気圧による大雨・洪水・暴風・波浪災害						4		2	87	1	38	11		18					1,814.0		99,950		164				1,161,979
15.5.26	地震	宮城県沖で発生した地震	12	33						10	1,183	1	88	109	9	21	23					410		4					11,889,408
15.9.26	地震	平成15年(2003年)十勝沖地震						1														433,502							433,502
16.9.30 ～10.4	大雨 洪水 暴風 波浪	台風21号による大雨・洪水・暴風・波浪災害	16	48						5	16	62	44	184	2	522					523.0								7,469,613
17.8.16	地震	宮城県沖を震源とする地震						11						5	3														178,289
18.10.4 ～10.9	大雨 洪水 暴風 波浪	低気圧による大雨・暴風災害	102	237						3	180	224	189	289	6	470					348.5		436,783						16,461,335
19.9.7 ～9.9	大雨 洪水 暴風 波浪	台風9号による大雨・洪水・暴風・波浪災害	57	157						1	17	40	10	102	3	139	1				26.0		17,210						3,146,205

発生日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物			被害						土木被害				農作物被害		水産物被害	船舶被害	被害額合計			
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床上浸水	床上浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水						
19.9.17 ～9.20	大雨 洪水	低気圧による大雨・洪水災害	624	1,790	2				4	105	456				棟	173	6	289			ha	ha	千円		隻	千円	7,106,049	
20.4.4 ～4.8	林野 火災	異常乾燥下における林野火災、強風																									320,801	
20.6.14	地震	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	785	2,675	2		37	4	778			2			45	259	26	24				90.0					20,960,328	
20.7.24	地震	岩手県沿岸北部を震源とする地震	204	398			90		200						98	27	2					5.3					1,688,431	
22.2.28	津波	チリ中部沿岸の地震による津波																									1,815,325	
23.3.11	地震 津波	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震			5,144	1,112	213	19,064	6,571		6					1,497	90							145	317	13,174,000	13,271	※公共土木+農 林水産 911,245,860
25.8.9	大雨 洪水	低気圧による大雨・洪水災害	1,473	4,194	2		10	101	1	125	1,068				18	131	11	300									20,023,030	
25.9.16	大雨 洪水	台風18号に伴う大雨・洪水災害	442	1,228	1		5	103	4	65	240				2	151	3	369				954					10,950,940	
28.8.30	大雨 洪水	台風10号に伴う大雨・洪水災害	2,991	4,027	24		4	2,219	90	104	1,342				2,444	1,021	46	749									142,869,724	
R元.10.11 ～10.13	大雨	台風19号に伴う大雨災害	2,987		3	7		842	923	148	1,028					552	9										29,490,950	

資料編 1 総則

1-6-2 岩手県の地震津波災害調

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
869	貞観11	7・13	強震, 津波	陸奥国地大いに震いて城邑を破壊し, 海嘯哮吼して溺死者, 多し。
1611	慶長16	12・2	強震, 津波	三陸地方で大地震。東部海岸に大津浪。南部, 津軽にて人馬の溺死3千余等の被害。
1616	元和2	12・6	強震, 津波	三陸地方で強震。大槌町海嘯, 布日にて溺死者多数。
1625	寛永2		鳴 動	奥州の山鳴動す。
1662	寛文2	(9・9)	強震, 津波	南部領大震海嘯。
1663	同 3	8・19	異 常 鳴 響	地震と鳴響あり, 盛岡城の戸障子鳴動。
1677	延宝5	4・6	大 地 震	花巻地方で晴天午下刻(午後1時過)大地震しばらくやまず。
〃	〃	4・13	強震, 津波	陸中国南部, 地大いに震い, 大槌浦, 宮古浦, 鉾ヶ崎浦等海嘯暴溢し家を破る。
〃	〃	8・1	大 地 震, 洪水	花巻地方で大雨。申上刻(午後4時)大地震。市中洪水。
1678	同 6	2・21	地震, 鳴動	陸中鹿角郡水沢近傍の山, 朝より夥しく鳴動して地震う。
〃	〃	10・2	大 地 震	花巻地方で大地震。御台所脇石垣13間崩る。御城壁大半落等の被害。
1689	元禄2		津 波	陸中海岸津波あり。
1700	同 13	1・20	津 波 か	大槌地方大汐さし, 海辺大分騒ぎす人馬怪我なし。
1703	同 16	12・9	大 地 震	大槌地方で午後10時過大地震。
1704	宝永元	5・23	大 地 震	沢内地方で大地震。
1705	同 2	1・26	大 地 震	夜, 大地震
1717	享保2	5・13	大 地 震	花巻地方で大地震。方々家大小破する。
1720	同 5	5月下旬~9初旬	地 震	花巻地方で5月下旬より9月初めまで連日の如く地震。
1732	同 17	8・10 8・12	地 震	花巻地方で地震。
1733	同 18	5・12	地 震	花巻地方で地震。
1735	同 20	5・6	大 地 震	花巻地方で大地震。破損なし。
1751	宝暦元	5・21	津 浪	大槌地方で津波。
1756	同 6	8・10	地 震	亥の上刻(午後10時)地震。卯の刻(午前6時)にも地震。
1767	明和4	4・24	大 地 震	沢内地方で大地震。
〃	〃	5・2	大 地 震	5月2日, 同4日大地震。大風吹き, 時々秋まで地震続く。
1768	同 5	2・21	地 震	沢内地方で地震あり。
〃	〃	(7・28)	大 地 震	沢内地方で大地震。
1769	〃		地 震	沢内地方で時々地震。
1770	同 7	5・27	大 地 震	在所大地震, 所々破損, 多人馬死す。
〃	〃	6・26	大 地 震	沢内地方で大地震。
1772	安永元	6・3	大 地 震	沢内地方で6月3日, 13日, 14日地震。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・9	大地震	沢内地方で7月9日、14日又ゆる。
1780	同 9	(6・19)	大地震	午前6時大地震。昼の内度々あり。
1793	寛政5	2・17	強震, 津波	両石村にて流失家屋71軒, 船舶19艘, 溺死人あり。釜石村, 大槌村にも被害。
1823	文政6	9・初旬	強 震	9月初旬頃より岩手郡寺田村付近に微震頻発し, 10月23日半破壊性の激震起り, 家屋土蔵の倒壊, 変死者等あり。
〃	〃	9・29	鳴 動	西根山(西岳のことか)鳴動。七時雨山割崩, 滝不動崩落, 右近辺家屋, 土蔵崩れ, 壁落つ。
1830	天保元	1・15	大地震	辰刻(午前8時)大地震。女童子動転す。
1850	同 3	7・20	異常鳴響	夜九ツ時(午前零時)雷の如く鳴る。津波にて山くずれる。
1854	安政元	12・23	大地震	大地震。
1855	同 2	8・15	大地震	夕七ツ時(午後4時)大地震。
1856	同 3	8・23	強震, 津波	強震津波来たり, 宮古附近最も甚しく家屋流失, 倒壊100余戸上る。
1864	元治元	3・29	強 震	三閉伊海岸で地震。所々破損す。
1894	明治27	3・20	小 津 波	根室南々東約120軒の沖合海底で地震。午後8時20分頃本県沿岸に小津波。
1896	同 29	6・15	強震・津波 (三陸津波)	明治三陸地震津波, 三陸海嘯。本県の被害最も甚大にして死者18,158人に及ぶ。
1896	同 29	8・31	陸羽 大地震	和賀郡で最も被害多く, 倒壊家屋多数あり。
1897	同 30	2・20	小 津 波	陸前東海底で地震, 津波あり。気仙郡盛町3尺の高波。
1906	明治39	2・1	津 波	2時間16分にわたる遠地地震記録。被害なし。
1915	大正 4	11・1	津 波	三陸沖で地震, 釜石方面で高さ約2尺の津波。被害なし。
1922	同 11	11・12 ～ 13	津 波	チリで地震。気仙郡下で家屋102戸が浸水。
1931	昭和 6	11・4	地 震	小国村附近で地震(震度5)。小国村, 上閉伊郡金沢村地方で石垣崩壊, 炭がま破壊等の被害。
1933	同 8	3・3	地震, 津波, 大火	昭和三陸地震津波。死者1,408名, 傷者805名, 行方不明1,263名, 家屋流失2,969戸, 倒壊1,011戸, 焼失209戸, 船舶流失6,768隻等の被害。
〃	〃	6・19	地 震	金華山東方沖で地震。気仙郡広田, 吉浜, 盛で強震。上閉伊郡甲子村で1名死亡。
〃	〃	8・ ～11・	鳴 動	七時雨山鳴動。奥中山付近で戸障子等がはずれ, 棚の上の物が転落する等の被害。
1946	同 21	4・2	津 波	田老町で津波。
〃	〃	12・21	津 波	宮古地方沿岸で津波。被害なし。
1952	同 27	3・4	津 波	十勝沖で地震。震度宮古4, 盛岡3。沿岸各地で津波。船舶, 水産関係施設等に被害。
〃	〃	10・26 ～ 29	地 震	県下各地で有感地震18回。被害なし。
〃	〃	11・5	津 波	カムチャッカ半島南端で地震。沿岸各地で津波。満潮時と重り漁船養殖施設等に被害。
1953	同 28	11・26	津 波	房総南東沖で地震。沿岸各地に津波。被害なし。
1958	同 33	11・7	津 波	エトロフ島沖で大規模な地震。三陸一帯に小津波。被害無し。
1960	同 35	3・21	津 波	三陸沖で地震。本県海岸に小津波。養殖施設に若干の被害。
〃	〃	5・24	チリで地震, 津波	三陸沿岸一帯に津波(チリ地震津波)。大船渡市など沿岸各地で死者57名, 行方不明5名, 住家全壊・流失962棟, 船舶流失・沈没・破損2626隻, 港湾施設等に大きな被害。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・30	津 波	八戸沖で地震。本県海岸に小津波。被害なし。
1962	同 37	4・30	地 震	宮城県北部で地震（宮城県北部地震）。盛岡，一関，花巻，北上，千厩で震度4，宮古，軽米で震度3。花巻で学校に被害。
〃	〃	12・28	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡4，宮古3。小本，山田両線で9ヶ所の落石。
1963	同 38	10・13	津 波	エトロフ島沖で地震。沿岸各地で養殖施設の一部に被害。
1964	同 39	3・28	地震，津波	アラスカ地震の影響で大船渡湾内の養殖施設に被害。
1968	同 43	5・16	地 震	十勝沖で地震（1968年十勝沖地震）。盛岡で震度5の強震。沿岸各地に津波。港湾施設，船舶等に大きな被害。
〃	〃	6・12	地震，津波	岩手県沖で地震。盛岡，宮古で震度4，大船渡震度3。弱い津波が発生。船舶等に被害。
1969	同 44	8・12	津 波	北海道東方沖で地震。震度は盛岡，一関で3，宮古，大船渡で2。沿岸各地で20～34cmの弱い津波。被害なし。
〃	〃	10・18	地 震	震度は盛岡の4の中震，大船渡，宮古3の弱震。津波，被害なし。
1970	同 45	9・14	地 震	宮城県沖で地震。盛岡，宮古，大船渡で震度4の中震。各地で送電線，土木，農業施設，学校等に被害。
〃	〃	10・16	地 震	秋田県南部で地震。本県西部で震度4～5。国鉄北上線で一時不通。建物損壊244棟等の被害。
1974	同 49	9・4	地 震	岩手県沖で地震。盛岡，宮古で震度4。落石，がけくずれ，停電等の被害。
1978	同 53	6・12	地 震	宮城県沖で地震。大船渡で震度5，盛岡，宮古で4。道路損壊，堤防決壊，がけくずれ等の大きな被害。
1979	同 54	5・22	地 震	岩手県沖で地震。震度宮古3，盛岡，一関，大船渡2。津波なく，農業用施設に若干の被害。
1982	同 57	6・1	地 震	宮城県沖で地震。震度盛岡4，宮古，大船渡3。津波なし。
1983	同 58	5・26	地 震	日本海中部で地震。震度盛岡4，宮古・大船渡3。農地農業用施設等に被害。
1986	同 61	3・2	地 震	宮城県沖で地震。震度盛岡，宮古4，大船渡3。津波なく，土木施設に被害。
〃	〃	5・26 ～ 7・	地 震	奥中山付近で群発地震。被害なし。
1987	同 62	1・9	地 震	岩手県中部沿岸で地震。震度盛岡，大船渡5，宮古4。津波なく，建物，土木施設等に被害。
〃	〃	2・6	地 震	福島県沖で地震。震度盛岡，宮古，大船渡で3。土木施設に被害。
〃	〃	4・7	地 震	福島県沖で地震。震度盛岡，宮古，大船渡で3。土木施設等に被害。
1989	平成元	11・2	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡，大船渡4，宮古3。岩手県で負傷者2名。道路に落石のため一部不通。津波被害なし。
1992	同 4	7・18	地震，津波	三陸はるか沖で地震。震度盛岡，宮古，大船渡で3。宮古で21cm，大船渡で23cmの津波が発生。被害なし。
1993	同 5	1・15	地 震	釧路沖で地震（平成5年（1993年）釧路沖地震）。震度盛岡，宮古，大船渡で4。花巻で農地農業用施設（ため池）に被害。津波あり。津波による被害なし。
〃	〃	7・12	地 震	北海道南西沖で地震。震度盛岡2，宮古，大船渡で1。津波なし。被害なし。
1994	同 6	10・4	地震，津波	北海道南西沖で地震（平成6年（1994年）北海道南西沖地震）。震度盛岡，大船渡で4。宮古3。宮古103cm，大船渡72cmの津波が発生。水産関係等に被害。
〃	〃	10・9	地 震	北海道東方沖で地震。震度盛岡2，宮古，大船渡で1。津波なし。被害なし。
〃	〃	12・28	地震，津波	三陸はるか沖で地震（平成6年（1994年）三陸はるか沖地震）。震度盛岡5，宮古，大船渡で4。宮古50cm，大船渡27cmの津波が発生。土木施設等に被害。
1995	同 7	1・7	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡5，宮古，大船渡で4。津波なし。農地農業用施設等に被害。
〃	〃	7・30	津 波	チリ北部で地震。宮古49cm，大船渡21cmの津波が発生。被害なし。

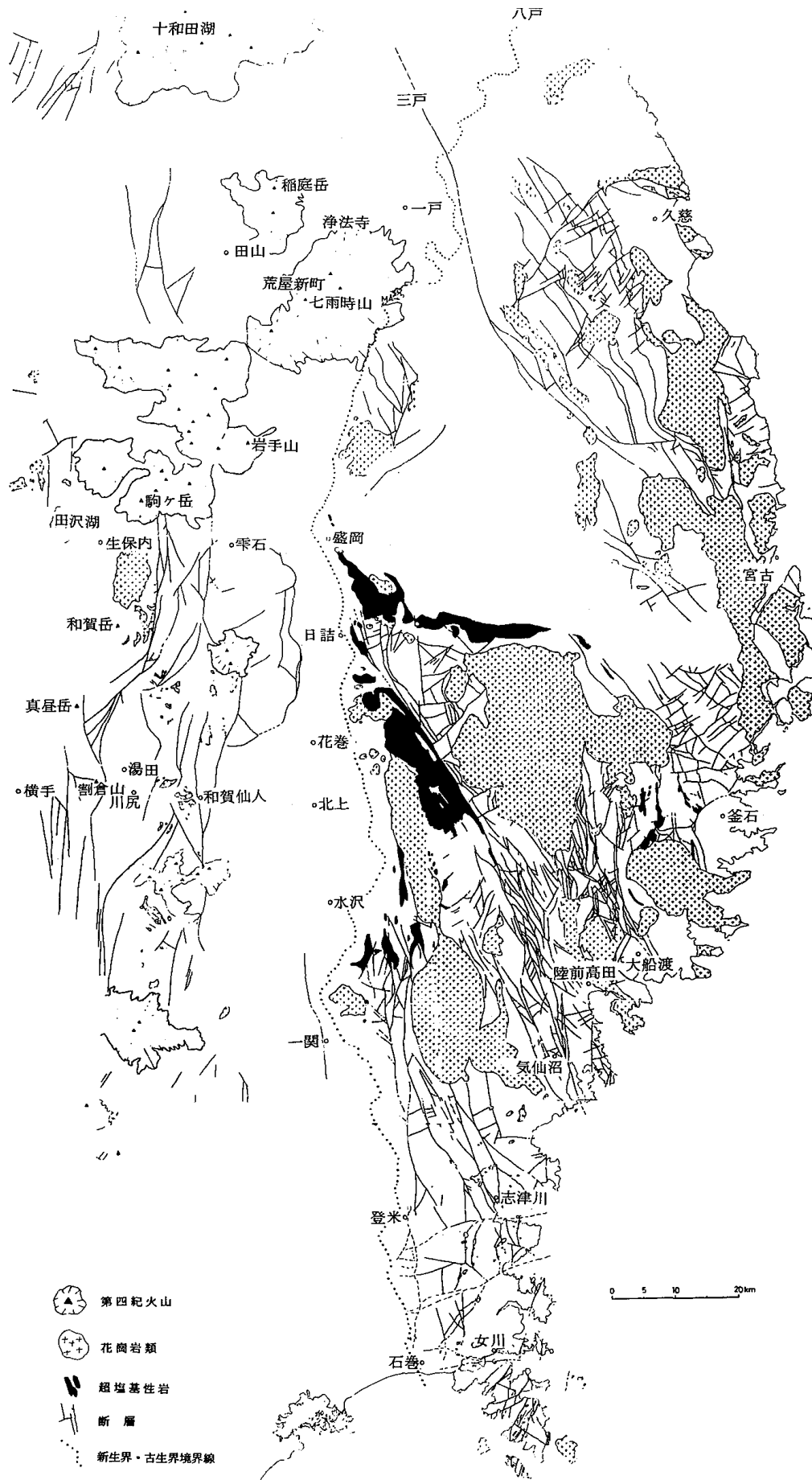
資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事項
〃	〃	12・4	津波	択捉島の南南東170km付近で地震。宮古21cm, 大船渡20cmの津波が発生。被害なし。
1996	同 8	2・17	津波	ニューギニア島付近で地震。宮古16cm, 大船渡16cmの津波が発生。被害なし。
1998	同 10	9・3	地震	岩手県内陸北部で地震。震度雫石町長山6弱, 雫石町千苺田4。負傷者9名。土木施設等に大きな被害。
2003	同 15	5・26	地震	宮城県沖で地震。大船渡市, 衣川村, 平泉町, 室根村, 江刺市で震度6弱。重軽傷者91名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	9・26	津波	十勝沖で地震(平成15年(2003年)十勝沖地震)。宮古57cm, 大船渡25cm, 釜石42cmの津波を観測。養殖施設等に被害。
2004	同 16	8・10	地震	岩手県沖で地震。震度宮古, 野田5弱。津波なし。
2005	同 17	8・16	地震	宮城県沖を震源とする地震。震度藤沢町5強。重傷者3名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	11・15	地震, 津波	三陸沖を震源とする地震。県内最大震度3。大船渡42cmの津波を観測。農地農業用施設に被害。
2006	同 18	11・15	津波	千島列島東方で地震。宮古32cm, 大船渡41cm, 釜石26cmの津波を観測。被害なし。
2007	同 19	1・13	津波	千島列島東方で地震。宮古14cm, 大船渡27cm, 釜石13cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	8・17	津波	ペルー沿岸で地震。宮古15cm, 大船渡9cm, 釜石10cmの津波を観測。被害なし。
2008	同 20	6・14	地震	「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」。震度奥州市6強。死者2名, 重軽傷者37名, 土木施設, 農林業関係に大きな被害。
〃	〃	7・19	地震, 津波	福島県沖で地震。震度盛岡市4。久慈港で20cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	7・24	地震	岩手県沿岸北部で地震。震度野田村6弱。重軽傷者90名。土木施設, 林業関係に被害。
〃	〃	9・11	地震, 津波	十勝沖で地震。県内最大震度3。久慈港17cm, 宮古4cm, 釜石5cmの津波を観測。被害なし。
2010	同 22	2・28	津波	チリで地震。三陸沿岸一帯に津波。久慈港120cm, 宮古74cm, 釜石56cm, 大船渡42cm。水産物に大きな被害。
2011	同 23	3・11	地震, 津波	「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が発生。県内最大震度6弱。宮古で8.5m以上、大船渡で8.0m以上の津波を観測。死者5,144名(直接死4,673名、関連死467名)、行方不明者1,112名、負傷者213名、家屋倒壊26,079棟。(令和2年3月10日時点)
〃	〃	6・23	地震	岩手県沖で地震。盛岡市及び普代村で震度5弱。津波なし。文教施設等に被害。
〃	〃	7・10	地震, 津波	三陸沖で地震。県内最大震度4。大船渡で10cmの津波を観測。鉄道が運休となる被害。
〃	〃	7・23	地震	宮城県沖で地震。遠野市で震度5強。住家の一部損壊等の被害。人的被害は無し。
2012	同 24	3・27	地震	岩手県沖で地震。県内最大震度5弱。軽傷者1名。
〃	〃	12・7	地震, 津波	三陸沖で地震。盛岡市及び滝沢村で震度5弱。大船渡21cm, 久慈港23cmの津波を観測。死者1名。
2013	同 25	2・6	津波	南太平洋(サンタクルーズ諸島)でマグニチュード8.0の地震。宮古10cm, 大船渡10cm, 久慈港35cm, 釜石19cmの津波を観測。被害なし。
2014	同 26	4・3	津波	チリ北部沿岸で地震。久慈港55cm, 宮古21cm, 釜石19cmの津波を観測。水産物に被害。
〃	〃	7・5	地震	岩手県沖で地震。宮古市で震度5弱。被害なし。
〃	〃	7・12	津波	福島県沖で地震。大船渡20cm, 釜石微弱, 久慈港10cmの津波を観測。被害なし。
2015	同 27	2・17	地震, 津波	三陸沖で地震。盛岡市、宮古市及び奥州市で震度4。久慈港27cm, 宮古11cm, 釜石7cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	〃	地震	岩手県沖で地震。普代村で震度5弱。文教施設に被害。
〃	〃	5・13	地震	宮城県沖で地震。花巻市で震度5強。農林水産施設等に被害。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・10	地 震	岩手県内陸北部で地震。盛岡市で震度5弱。軽傷者2名。
2016	同 28	11・22	地震、津波	福島県沖で地震。盛岡市他で震度3。久慈港79cm、宮古35cm、大船渡33cm、釜石23cmの津波を観測。農林水産施設、水産物に被害。
2021	令和 2	2・13	地 震	福島県沖で地震。福島県沖で地震。一関市、矢巾町で震度5弱。住家、非住家被害。
2021	令和 2	3・20	地 震	宮城県沖で地震。一関市、大船渡市、住田町で震度5弱。軽傷者1名、非住家被害。
2021	令和 2	5・1	地 震	宮城県沖で地震。一関市、釜石市で震度5弱。
2022	令和 3	1・16	津 波	1月15日のトンガ沖火山噴火に伴う津波。久慈107cm、宮古市・釜石市40cm、大船渡市30cmの津波。人的被害なし。漁具、養殖施設、水産物に被害。
2022	令和 3	3・16	地 震	福島県沖で地震。一関市、奥州市、矢巾町で震度5強。重傷者1名、軽傷者4名。住家・非住家、文教・商業・農水・医療施設被
2022	令和 3	3・18	地 震	岩手県沖で地震。野田村で震度5強。非住家、道路被害。

1-6-3 岩手県断層分布図



資料編 1 総則

1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録（八幡平は噴火記録なし）

区 分	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗 駒 山
貞享3年 (1686年)	噴火（溶岩流・泥流等）、 家屋破損		
貞享4年 (1687年)	噴火（噴石・噴煙）、群 発地震		
享保16～17年 (1732年)	噴火（焼走り溶岩流）		
寛保3年 (1744年)			噴火
明治23～24年 (1890～1891年)		噴火（鳴動・噴石）	
大正8年 (1919年)	大地獄で水蒸気爆発（降 灰）		
昭和7年 (1932年)		水蒸気爆発（泥流・降灰・ ガス）	
昭和19年 (1944年)			小水蒸気爆発（泥土噴 出・酸性水）西・南東山 麓で地震群発
昭和45～46年 (1970～1971年)		噴火（頻繁な爆発・溶岩 流出）	
昭和47年 (1972年)	白色噴煙		
昭和61～62年 (1986～1987年)			北東山麓で地震群発
昭和63年 (1988年)		南西山麓で地震群発	
平成7年 (1995年)	低周波地震・微動		
平成10年以降 (1998年～)	地震活動活発化		
平成19年 (2007年)	噴火警戒レベル導入 レベル1（平常）		
平成21年 (2009年)		女岳の地熱域に拡大傾向 噴火警戒レベル導入 レベル1（平常）	
平成31年 (2019年)			噴火警戒レベル導入 レベル1（活火山である ことに留意）

※噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年5月18日より「活火山であることに留意」に改める。

資料編 1 総則

1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況

年	事 項
平成7年 ～9年 (1995～ 1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成7年9月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○ 平成9年12月山体西側を震源とする地震が発生し始める。
平成10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2月以降地震回数が増加。 ○ 4月29日15時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第1号。聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。深部低周波地震が急増。 ○ 5月深部低周波地震を38回観測。 ○ 6月地震回数が1,800回(1ヶ月)を超える。岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号(今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある)。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○ 7月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第3号。7月下旬から8月前半にかけて、やや深いところ(4～8km)で発生した低周波地震が1日数回発生。深部低周波地震は35回発生。 ○ 8月三ツ石山付近でM3.2の地震。山頂付近を震源とするM1.2の地震。 ○ 9月岩手山の南西約10kmでM6.2(震度6弱)の逆断層型の地震が発生。篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震が発生。 ○ 10月三ツ石山付近でM2.5の地震。 ○ 山頂付近でM2.2の地震発生。
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低周波地震は1月28回、2～7月は12～20回の発生。8月1日には短時間に32回と多発した。 ○ 4月黒倉山・姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気箇所を観測。 ○ 5月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM4.0(震度4)の地震が発生。 ○ 6月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○ 9月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○ 11月振幅の大きな微動(振り切れ微動継続時間約4分)を観測。臨時火山情報第4号。
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。 ○ 3月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM4.3(震度4)の地震。 ○ 4月大地獄谷西小沢で10数ヶ所の噴気孔群を観測。 ○ 6月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○ 6～9月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。 ○ 5月モ深部低周波地震を15回観測。

資料編 1 総則

平成 14 年 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km 前後）を震源とする低周波地震の活動がやや活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。
平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震の活動が一時活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。 ○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。
平成 16 年 (2004 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は穏やかに経過。 ○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。 ○ 6 月 1999 年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。 ○ 12 月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、噴気活動は、低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。 ○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認される。 ○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震回数は少なく推移。 ○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○ 黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は静穏に経過した。 ○ 8 月以降東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○ 7 月に継続時間は短いですが、振幅のやや大きな微動を 1 回観測。 ○ 噴気活動は低調に推移した。 ○ 噴火警戒レベル 1（平常）〔12 月 1 日～ 〕（12 月 1 日より噴火警戒レベル運用開始）
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 1 月と 12 月に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加し、6 月には継続時間が短く振幅の小さい微動を 1 回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。

資料編 1 総則

平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 3 月 11 日に発生した「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近(山頂の西北西約 10km)を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震活動は収まっている。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も 2 回発生したが、噴気活動は低調で、地殻変動にも特段の変化はなかった。
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は 3 月から 5 月にかけてやや多い状況になり、5 月には岩手山西側を震源とする最大震度 2 の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動とも概ね低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 6 月 1 日に岩手山西側を震源とする M3.0 の地震が発生した。また、10 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 7 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 10 月 25 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 31 年・令和元 年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。

資料編 1 総則

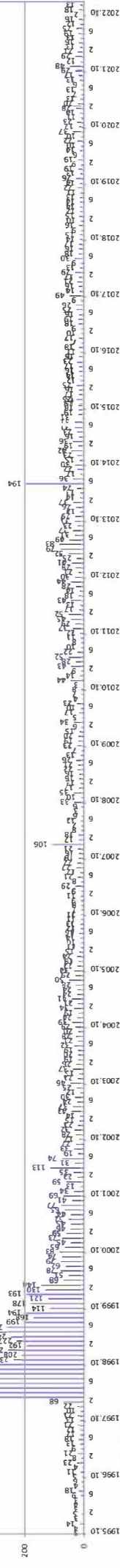
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。

※ 噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年5月18日より「活火山であることに留意」に改める。

岩手山の火山性地震月別回数

区分	地震回数	微動回数
平成7年10~12月	21回 (1日当たり 0.2回)	1回
平成8年1~12月	75回 (1日当たり 0.2回)	14回
平成9年1~12月	181回 (1日当たり 0.5回)	3回
平成10年1~12月	9,866回 (1日当たり 27.0回)	103回
平成11年1~12月	2,530回 (1日当たり 6.9回)	19回
平成12年1~12月	1,072回 (1日当たり 2.9回)	10回
平成13年1~12月	618回 (1日当たり 1.7回)	3回
平成14年1~12月	490回 (1日当たり 1.3回)	14回
平成15年1~12月	302回 (1日当たり 0.8回)	2回
平成16年1~12月	314回 (1日当たり 0.9回)	4回
平成17年1~12月	344回 (1日当たり 0.9回)	0回
平成18年1~12月	152回 (1日当たり 0.4回)	0回
平成19年1~12月	203回 (1日当たり 0.6回)	1回
平成20年1~12月	261回 (1日当たり 0.7回)	1回
平成21年1~12月	213回 (1日当たり 0.6回)	0回
平成22年1~12月	176回 (1日当たり 0.5回)	0回
平成23年1~12月	275回 (1日当たり 0.8回)	0回
平成24年1~12月	353回 (1日当たり 1.0回)	2回
平成25年1~12月	492回 (1日当たり 1.3回)	0回
平成26年1~12月	446回 (1日当たり 1.2回)	0回
平成27年1~12月	294回 (1日当たり 0.8回)	0回
平成28年1~12月	192回 (1日当たり 0.5回)	0回
平成29年1~12月	228回 (1日当たり 0.6回)	0回
平成30年1~12月	208回 (1日当たり 0.6回)	0回
平成31年1月~令和元年12月	180回 (1日当たり 0.5回)	0回
令和2年1~12月	197回 (1日当たり 0.5回)	0回
令和3年1~12月	220回 (1日当たり 0.6回)	0回
令和4年1~12月	197回 (1日当たり 0.5回)	0回
計	19,683回	177回

資料編 1 総則



※ 基準観測点
 平成17年12月まで東北大学松川観測点
 平成18年1月から気象台候切沢観測点
 平成23年10月から気象台馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点
 ※ 平成11年までは滝ノ上付近の地震など山体構造性地震も含む

1-6-7 岩手山の噴火史

岩手山は、25 個以上の小火山から構成され、東西約 13km の長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ化学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として小畚山、三ツ石山、大松倉山、犬倉山、姥倉山、黒倉山、鬼ヶ城、薬師岳 (2,038m)、鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく、火山群の東半分を占める火山体（姥倉山から東側の山体）を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山・東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経 141 度の線である。

岩手火山群は約 70 万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西約 13km の範囲の全体で火山活動があり、その後活動の中心は東側に移行している。過去に 7 回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内最多である。東岩手山は約 6,000 年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1 立方 km 程度以下である。これに対して、西岩手山は約 7,400 年前以降、水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は 0.01 立方 km 程度以下である。

約 6,000 年前以降の主な活動は、次のとおりである。

(1) 約 6,000 年前 山体崩壊

東岩手山の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。(平笠岩層なだれ堆積物)

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。

この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流出して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

(2) 約 3,200 年前 水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰(火口から約 3.5km で 10cm の厚さで堆積)。火山灰は熱水変質した岩石片(噴石)と岩粉・粘土からなり、火山灰量は 0.01 立方 km 以下と概算される。

西岩手山では 7,400 年前以降現在まで少なくとも 8 回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

(3) 1686 年(貞享 3 年) 山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰・火山泥流が繰り返し発生した。玉山村・滝沢村・盛岡市・花巻市方面に降灰し、玉山村生出地区は農地が荒廃し、放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村・滝沢村・西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

(4) 1732 年(享保 16~17 年) 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の 5 個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

(5) 1919 年(大正 8 年) 水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約 9m の火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後に崩壊により火口の直径が約 50m に拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には巨大な石が飛散し、厚さ 3~15cm の変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

(6) 昭和の火山活動(1934~35 年, 1960 年, 1972 年) 水蒸気の噴出

資料編 1 総則

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内で地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は3回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出を確認できた。このうち最も活発だったのは1934～35年活動で、小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内、及び妙高岳南東山腹で、噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素・硫化水素・亜硫酸・塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960年9月測定）。

また一方で、この時期においては大地獄谷・黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。
出典：「岩手山の地質」（著者 土井宣夫 発行 平成12年3月滝沢村教育委員会）ほか

1-6-8 岩手山火山防災マップ

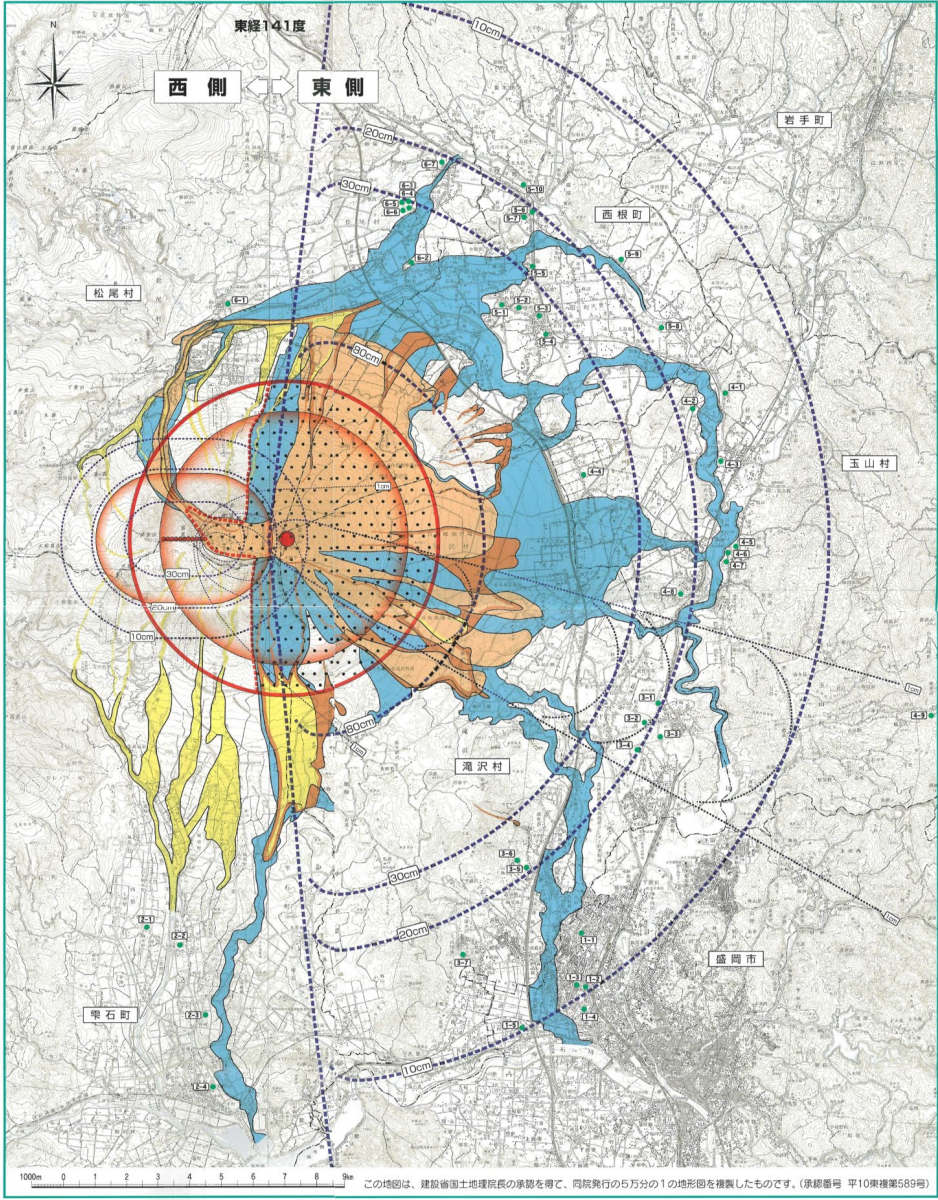
岩手山火山防災マップ

〈西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合〉

このマップは岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成したものです。今後岩手山で想定される噴火について多くの方に知っていただき、一般家庭や観光施設をはじめ、関係機関での防災に役立てていただくことを目的としています。西側では約3,200年前の水蒸気爆発、東側では1688年のマグマ噴火と同じ規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しています。

ただし、実際の噴火はこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

番号	避難場所	対象地区名	電話番号
盛岡市	1-1 城北小学校	滝沢村部分地区の一部、滝沢村浅間地区の一部、滝沢村長村地区の一部、月が丘2丁目の一部	019-641-0142
	1-2 藤田中学校	月が丘2丁目の一部	019-647-2253
	1-3 岩手小学校	西神山2丁目の一部	019-647-0120
	1-4 大森小学校	長瀬の一部、中瀬の一部、長瀬町の一部、長瀬町の一部	019-647-7531
	1-5 土井小学校	木常、長瀬の一部、中瀬の一部、土井山地区の一部、長瀬の一部	019-647-4740
栗石町	2-1 栗石小学校	西根地区	019-683-2324
	2-2 西山公民館	上山地区の一部	019-683-3321
	2-3 下山小学校	下山地区の一部	019-682-2228
	2-4 総合福祉センター	栗石地区の一部	019-682-2330
滝沢村	3-1 滝沢村西部体育館	滝沢の一部	019-688-4872
	3-2 滝沢第二中学校	滝沢の一部	019-688-4907
	3-3 滝沢第一中学校	滝沢の一部	019-688-4002
	3-4 滝沢第二小学校	滝沢の一部	019-688-4002
	3-5 滝沢小学校	滝沢の一部	019-687-2314
	3-6 滝沢中学校	滝沢の一部	019-688-7771
	3-7 滝沢村総合公民館	滝沢の一部、滝沢中央の一部	019-687-3311
玉山村	4-1 大森公民館	大森の一部	019-682-0075
	4-2 松内公民館	松内の一部	019-688-0989
	4-3 小瀬公民館	小瀬の一部	019-686-9800
	4-4 滝沢公民館	滝沢の一部	019-683-1771
	4-5 玉山村文化広場	玉山の一部	019-683-3206
	4-6 玉山小学校	玉山の一部	019-683-2564
	4-7 玉山村総合福祉センター	玉山の一部	019-683-2743
西根町	5-1 田代公民館	川原、田代の一部	0195-76-2521
	5-2 西根中学校	南平塚	0195-76-3530
	5-3 大栗公民館	大栗の一部	0195-76-4089
	5-4 大栗小学校	大栗の一部	0195-76-2229
	5-5 村民体育館	上平塚、中平塚	0195-76-4141
	5-6 平塚公民館	下平塚	0195-74-2040
	5-7 平塚南校	南平塚の一部、大久保の一部	0195-74-2810
松尾村	6-1 松尾小学校	宗沢、八幡平溪谷部	0195-79-2003
	6-2 松尾公民館	上栗木、刈原、拾田の一部	0195-76-3498
	6-3 松尾中学校	立石、新田、北栗木	0195-76-4650
	6-4 松尾公民館	立石、新田、北栗木	0195-76-3235
	6-5 松尾中学校	立石、新田、北栗木	0195-76-3235
	6-6 松尾村体育館	立石、新田、北栗木	0195-76-3327
	6-7 松尾小学校	山崎、上田、中田、森子	0195-74-3310

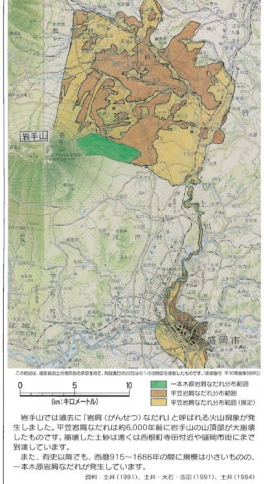


〈噴火に備えて〉
噴火の際は日頃から準備が大切です。非常持ち出し品（リュックに詰めておく）、避難場所と緊急連絡先をチェックしておきましょう。

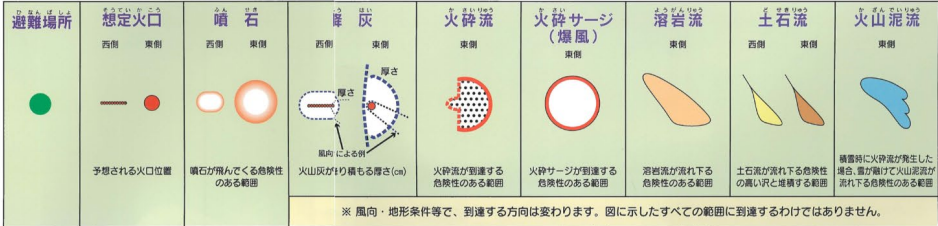
- ヘルメット(頭中)
- ゴーグル
- マスク
- 手袋
- 傘
- ラジオ
- 懐中電灯
- タオル
- 折り紙
- カッター
- 軍手
- 防塵マスク
- 防塵服
- 防塵靴
- 防塵手袋
- 防塵シューズ
- 防塵サングラス
- 防塵メガネ
- 防塵マスク
- 防塵服
- 防塵靴
- 防塵手袋
- 防塵シューズ

わが家の避難場所は

過去にはこのような岩屑なだれ(山くずれ)も起きています。



- 防災マップの問い合わせ先
- 盛岡市 防災課 TEL 019-651-3111 (消火係)
- 栗石町 防災課 TEL 019-681-4111 (消防課)
- 滝沢村 防災課 TEL 019-682-2111 (消防課)
- 西根町 防災課 TEL 0195-76-2111 (消防課)
- 松尾村 防災課 TEL 0195-74-2111 (消防課)
- 玉山村 防災課 TEL 019-683-2111 (消防課)



平成10年10月 監修: 岩手山火山災害対策検討委員会
発行: 建設省東北地方建設局岩手工事事務所、岩手県、盛岡市、栗石町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村

岩手山火山防災マップ

〈西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合〉

このマップは岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成したものです。今後岩手山で想定される噴火について多くの方に知っていただき、一般家庭や観光施設をはじめ、関係機関での防災に役立てていただくことを目的としています。西側では約3,200年前の水蒸気爆発、東側では1686年のマグマ噴火と同じ規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しています。

ただし、実際の噴火ではこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
1-1	城北小学校体育館	月が丘の一部 滝沢市国分・法誓寺・ 元村南自治会の一部	019-641-0187
1-2	厨川中学校体育館	西青山の一部	019-647-2253
1-3	青山小学校体育館	西青山の一部	019-647-0120
1-4	大新小学校体育館	長橋町・中堤町・大館町・ 稲荷町の一部	019-647-7531
1-5	土淵小・中学校体育館	長橋町・平賀新田・上厨川の一部	019-647-4740
1-6	大台地区コミュニティセンター	大台の一部	019-683-2116
1-7	松内地区コミュニティセンター	松内の一部	019-682-0989
1-8	小袋地区コミュニティセンター	小袋・夏間木・芋田向の一部	019-683-2116
1-9	生田地区コミュニティセンター	生田の一部	019-683-2116
1-10	洗民公民館【総神ホール】	下田・川崎の一部	019-683-2354
1-11	洗民小学校体育館	下田・川崎の一部	019-683-2254
1-12	玉山総合福祉センター	下田・川崎の一部	019-683-2743
1-13	舟田2地区コミュニティセンター	山田・舟田の一部	019-683-2116

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
2-1	旧西根小学校		019-693-2324
2-2	西山公民館		019-693-3321
2-3	西山小学校	小松(県道東側)	019-692-2224
2-4	町宮体育館	綱張、益花、権楽野、五区、 磯山(黒沢川西岸)	019-692-5030
2-5	栗石小学校	黒沢川(黒沢川東岸)	019-692-2203
2-6	中央公民館	下町一(国道北側)、下町三 (国道北側)、黒沢川(黒沢川西岸)	019-692-4181
2-7	七ツ森小学校	陽和郷、磯山(黒沢川東岸)	019-692-0571

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
3-1	東部体育館	南一本木自治会の一部	019-688-4872
3-2	滝沢第二中学校	南一本木自治会の一部	019-688-4907
3-3	滝沢東小学校	北一本木自治会の一部	019-688-6602
3-4	滝沢第二小学校	柳沢自治会の一部	019-688-4002
3-5	滝沢小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2314
3-6	滝沢中学校	元村北・元村東・元村西自治会の一部	019-684-1771
3-7	滝沢総合公園体育館	姥屋敷、元村中央自治会の一部	019-687-3311
3-8	鶴岡小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2004
3-9	ピッパルーフ滝沢	元村中央自治会の一部	019-656-7811
3-10	滝沢南中学校	室小路自治会の一部	019-687-2021
3-11	篠木小学校	室小路・鶴岡南自治会の一部	019-687-2064

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
4-1	西根中学校	上平笠、中平笠、下平笠、南平笠	0195-76-3530
4-2	大更コミュニティセンター		0195-76-4069
4-3	大更小学校	松川	0195-76-2239
4-4	旧東大更小学校	岡村	0195-74-2111
4-5	旧沢川小学校		0195-74-2111
4-6	西根地区市民センター		0195-76-2111
4-7	田頭コミュニティセンター	薬師、館腰	0195-76-2521
4-8	平鏡コミュニティセンター	新田	0195-74-2040
4-9	平鏡高校	高宮、中村、間羽松、館腰の一部	0195-74-2610
4-10	平鏡小学校	上寄木、南寄木の一部	0195-74-2216
4-11	西根第一中学校	北寄木、山道	0195-74-2514
4-12	寺田小学校	八幡平温泉郷の一部	0195-77-2323
4-13	寄木小学校	金沢の一部	0195-76-3498
4-14	柏台小学校	八幡平温泉郷、金沢、柏台三丁目	0195-78-2003

【避難の際の留意事項】

噴火が発生した場合、その影響により河川の氾濫が想定されることから、橋梁やアンダーパス等の使用には十分注意するとともに、危険な場合は反対方向へ避難すること。

【噴火に備えて】

避難の際には日頃から準備が大切です。非常用持ち出し品(リュックに詰めておく)、避難場所と緊急連絡先をチェックしておきましょう。

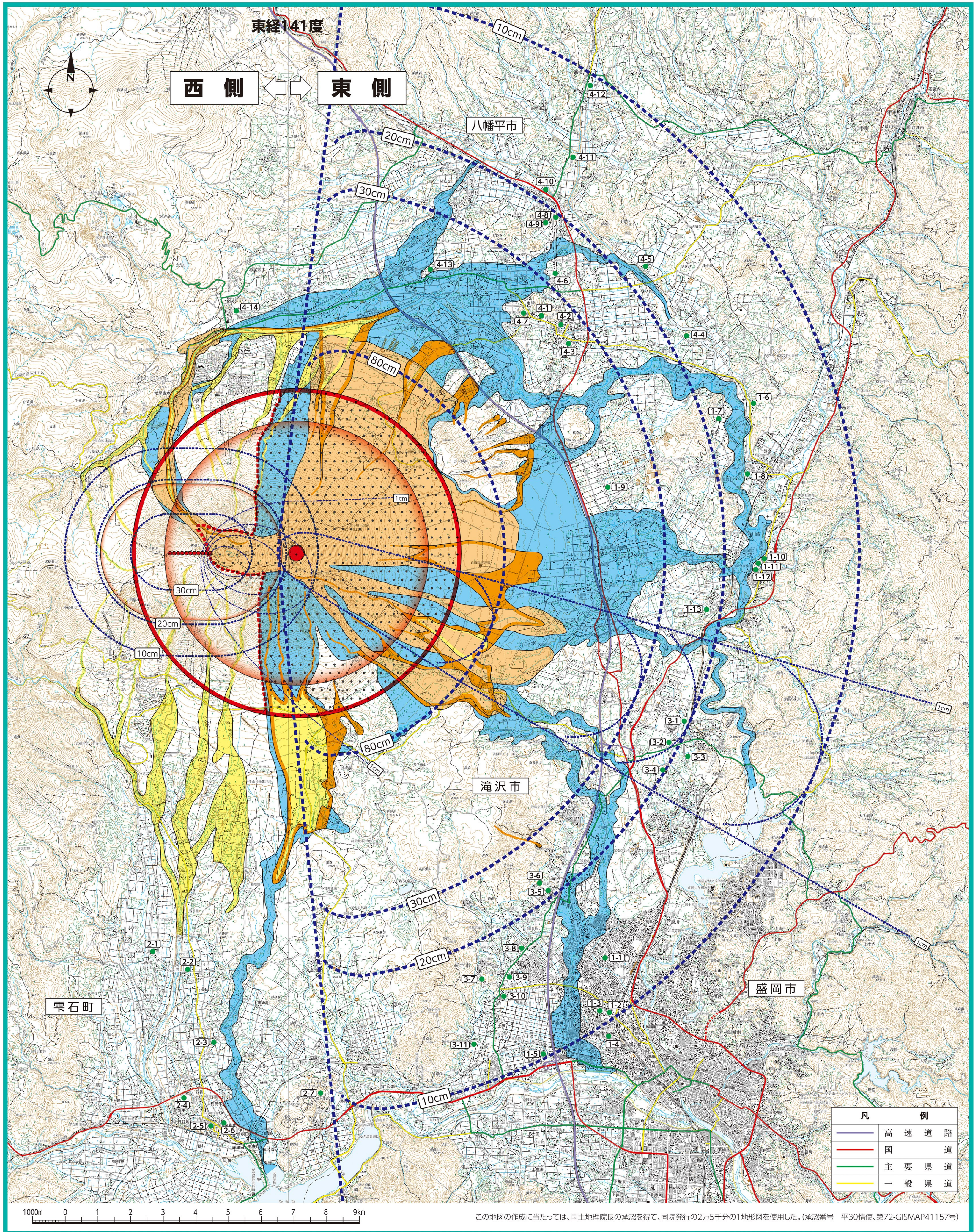
- リュックサック
- 衣料品
- 懐中電灯
- 応急医薬品
- 多機能携帯ラジオ
- 食料品・水
- 貴重品(現金・通帳・印鑑など)
- 携帯電話・充電器
- 健康保険証
- ホイッスル
- ヘルメット
- マスク
- プラスチック製のコップ
- 十徳ナイフ・缶切り
- ゴーグル
- 大小のビニール袋
- マッチ・ライター
- ロープ
- タオル

わが家の避難場所は

●過去にはこのような岩屑なだれ(山くずれ)も起きています。

岩手山では過去に「岩屑(がんせつ)なだれ」と呼ばれる火山現象が発生しました。平笠岩屑なだれは約6,000年前に岩手山の山頂部が大崩壊したものです。崩壊した土砂は遠くは西根町寺田付近や盛岡市街にまで到達しています。また、有史以降でも、西暦915～1686年の間に規模は小さいものの、一本木原岩屑なだれが発生しています。

資料：土井(1991)、土井・大石・吉田(1991)、土井(1984)



防災マップの問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 TEL 019-624-3131 (調査第一課)

岩手県 TEL 019-651-3111 (総合防災室・砂防対策課)

盛岡市 TEL 019-651-4111 (危機管理防災課)

八幡平市 TEL 0195-74-2111 (防災安全課)

滝沢市 TEL 019-684-2111 (防災防犯課)

栗石町 TEL 019-692-2111 (防災課)

避難場所	想定火口	大きな噴石	降灰	火砕流	火砕サージ(爆風)	溶岩流	土石流	火山泥流
	西側 東側	西側 東側	西側 東側	東側	東側	東側	西側 東側	東側
予想される火口位置	大きな噴石が飛んでくる危険性のある範囲	火山灰が降り積もる厚さ(cm)	火砕流が到達する危険性のある範囲	火砕サージが到達する危険性のある範囲	溶岩流が流れ下る危険性のある範囲	土石流が流れ下る危険性の高い沢と堆積する範囲	積雪時に火砕流が発生した場合、雪が融けて火山泥流が流れ下る危険性のある範囲	

※ 風向・地形条件等で、到達する方向は変わります。図に示したすべての範囲に到達するわけではありません。

平成10年10月 監修：岩手山火山災害対策検討委員会
 発行：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、岩手県、盛岡市、栗石町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村
 平成31年 3月 改訂：岩手山火山防災協議会
 (現八幡平市) (現滝沢市) (現八幡平市) (現盛岡市)

【裏面も要参照】

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域 及びそれより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している 過去事例 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出 火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下 噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある 過去事例 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出(横走り溶岩流) 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	●東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 過去事例 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活。	●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 過去事例 1919年の噴火：西岩手山(大地原谷)で噴火、噴石は駒の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。 住民は通常の生活。	●火口内で少量の噴気や火山ガスが発生

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地原谷から姥倉山付帯までの範囲に設定される。

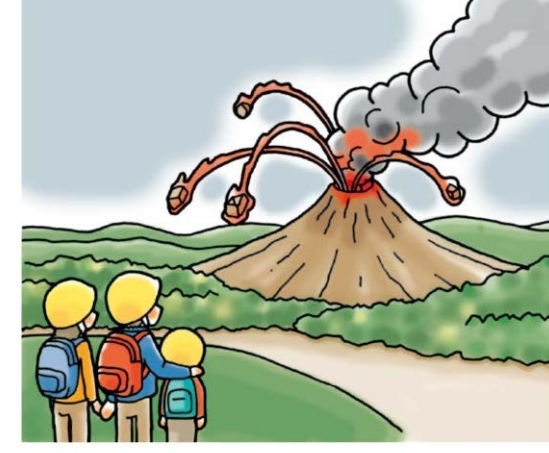
注2) 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域及び「岩手山噴火」避難要領に指定する。

噴火が起きたら、
起きそうになったら

Mt IWATE

大きな噴石

大きな噴石の多くは火口から数km程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では安全です。
岩手山に近づかないようにしてください。



溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる事が可能です。
落ち着いて、到達範囲の外に避難してください。



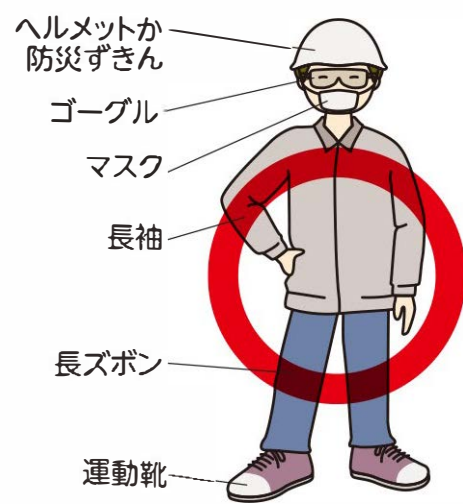
火砕流・火砕サージ

火砕流・火砕サージは高速(時速100km以上)で流れるため、発生してからの避難はほとんど困難です。
噴火の危険性が高い状況になったら、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難してください。
万が一、避難が遅れた場合は、少しでも高台の物陰に隠れてください。

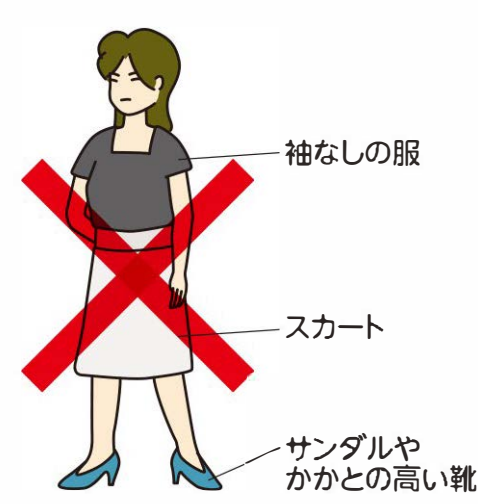


避難時の心得

避難するときには、市役所・町役場から発表される避難勧告や指示に従って落ち着いて行動しましょう。



- 1 気象台が発表する警報・情報に注意しましょう。
- 2 テレビやラジオ、メールサービスやアプリ、行政機関の広報などから、正しい情報入手しましょう。
- 3 誤った情報に感わされないように注意しましょう。
- 4 避難の際には肌の露出を極力避けた服を着用しましょう。
- 5 動きやすい服装、靴にしましょう。



袖なしの服
スカート
サンダルや
かかとの高い靴

非常用持ち出し品(例)

家族構成などに合わせて準備しましょう。

必要な物

- リュックサック
- 衣料品
- 多機能携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 応急医薬品
- 食料品・水
- 貴重品(現金・通帳・印鑑など)
- 健康保険証
- 携帯電話・充電器



あと便利な物

- ヘルメット
- マッチ・ライター
- ローション
- 十徳ナイフ・缶切り
- プラスチック製のコップ
- 大小のビニール袋
- マスク
- ゴーグル
- ロープ
- タオル
- ホイッスル



赤ちゃんがいる場合

- ほ乳瓶
- 紙おむつ
- ミルク



お年寄りがいる場合

- 看護・介護用品
- 常備薬
- 紙おむつ



土石流

土石流は雨により発生し、高速(時速50km程度)で流れるため、噴火後、台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難してください。
万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難してください。



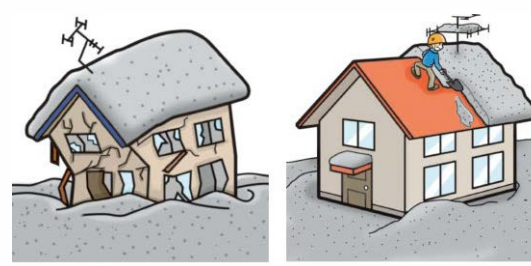
融雪による火山泥流

融雪による火山泥流は高速(時速60km程度)で流れるため、速やかな避難が必要です。
噴火の危険性が高い状況になったら、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難してください。
万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに避難してください。

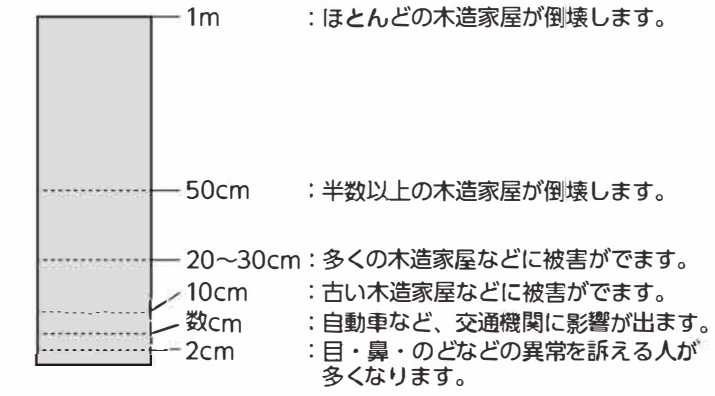


火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根の上の火山灰を除去してください。



降灰による災害：降り積もった火山灰・スコリアなどの厚さと被害の目安(雪が積もっている場合、影響がさらに大きくなります。)



少量でも、火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにしましょう。
また、帽子を着用しましょう。昼間でも急に暗くなるがありますが、火山灰で死傷することはありません。冷静に行動してください。

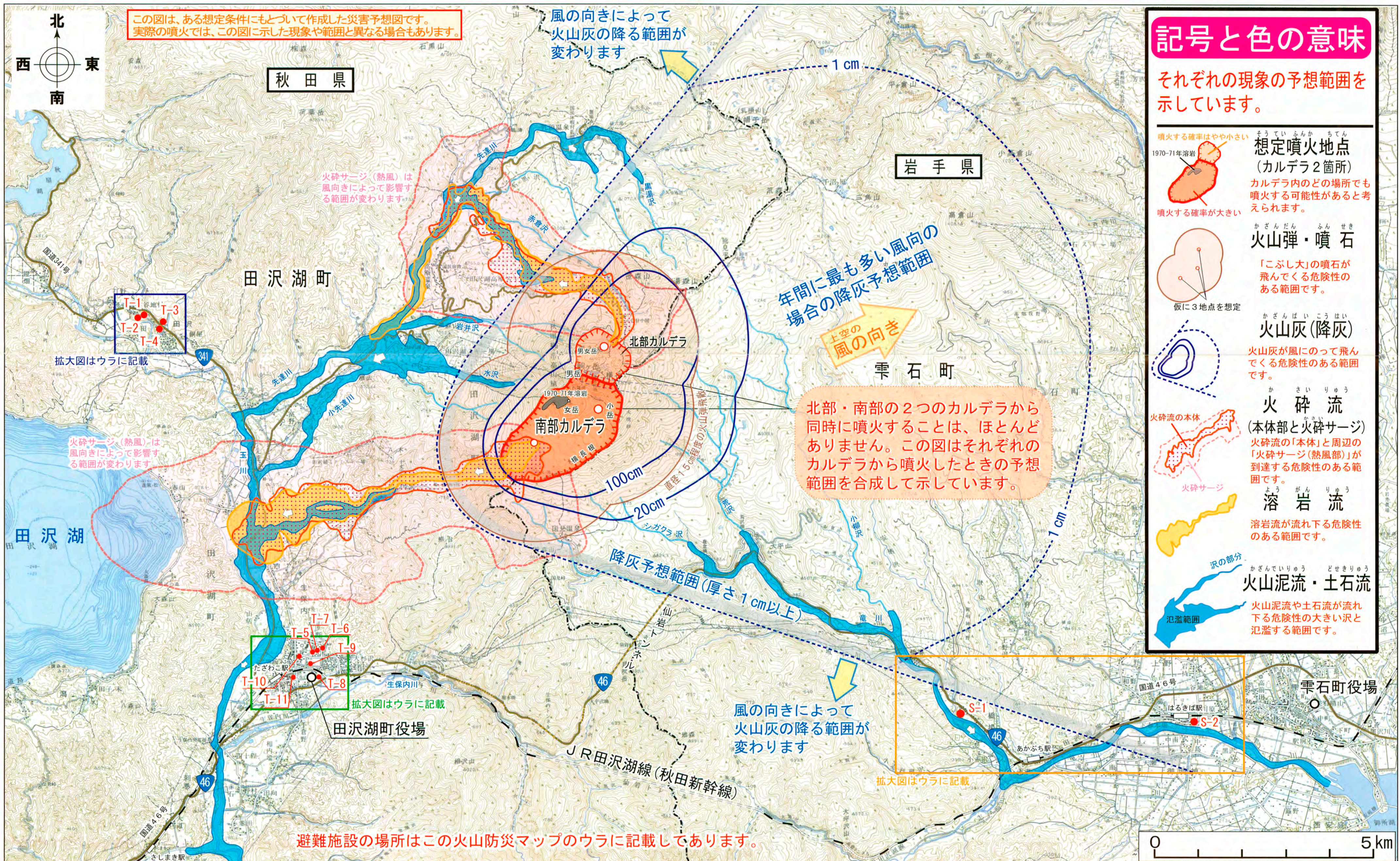


秋田駒ヶ岳火山防災マップ

万が一の噴火に備えて 秋田駒ヶ岳は活火山です

このマップの内容についてのお問い合わせ先

- 田沢湖町役場(町民課) TEL.0187-43-1111
- 雫石町役場(総務課) TEL.019-692-2111
- 秋田県(総合防災課) TEL.018-860-1111
- 岩手県(総合防災室) TEL.019-651-3111
- 国土交通省 湯沢工事事務所(調査第一課) TEL.0183-73-3174
- 国土交通省 岩手工事事務所(調査第一課) TEL.019-624-3131



記号と色の意味

それぞれの現象の予想範囲を示しています。

- 噴火する確率はやや小さい** (1970-71年活期) 想定噴火地点(カルデラ2箇所) カルデラ内のどの場所でも噴火する可能性があると考えられます。
- 噴火する確率が大きい** 火山弾・噴石 「こぶし大」の噴石が飛んでくる危険性のある範囲です。
- 仮に3地点を想定 火山灰(降灰) 火山灰が風によって飛んでくる危険性のある範囲です。
- 火砕流の本体 火砕流(本体部と火砕サージ) 火砕流の「本体」と周辺の「火砕サージ(熱風部)」が到達する危険性のある範囲です。
- 火砕サージ 溶岩流 溶岩流が流れ下る危険性のある範囲です。
- 沢の範囲 火山泥流・土石流 火山泥流や土石流が流れ下る危険性の大きい沢と氾濫する範囲です。

避難場所	田沢湖町	雫石町	秋田駒ヶ岳の異常現象についての連絡先
	T-1 田沢コミュニティホーム T-2 田沢町民体育館 T-3 田沢中学校 T-4 田沢小学校	S-1 橋場小学校 S-2 御明神公民館	秋田地方気象台(技術課) TEL.018-823-8291 盛岡地方気象台(技術課) TEL.019-622-7868

このマップを作成した目的

秋田駒ヶ岳は、わたしたちの町に温泉や素晴らしい景観など火山の恵みをたくさん与えてくれる大切な山です。しかし、一方では、秋田駒ヶ岳はこれからも噴火をすることも可能な活火山でもあるのです。

1932(昭和7年)や1970~71(昭和45~46)年の噴火では、幸いなことに大きな被害はありませんでしたが、今後、もし噴火した場合にそなえて「活火山・秋田駒ヶ岳」のことをよく知っておくことも大切です。

この『火山防災マップ』は、秋田駒ヶ岳の過去の火山活動や、もし噴火した場合に想定される火山災害などを地域のみなさんに知って頂くために作成したものです。

なお、近年の秋田駒ヶ岳は静穏な状態ですので、すぐに噴火が起きるような兆候は現在のところありません。

近年(明治時代以降)の火山活動

秋田駒ヶ岳は、下の表に示すように近年(明治以降)には3回噴火しています。このうち最も新しい1970~71年の噴火では、右の写真のように少量の溶岩流を噴出しました。この溶岩流の跡は、現在でも女岳西側斜面にはっきりと見ることができます。

1932年の噴火活動は女岳の南西側、南部カルデラの中に火口列ができ少量の泥流と溶岩などの噴出がありました。このときは有害な火山ガスが火口周辺の樹木の枯死などが確認されています。

噴出した年	噴火の内容
1890~91(明治23~24)年	12月から翌年1月まで噴火(?)。鳴動や噴石があったらしいが詳しいことは不明。
1932(昭和7)年	7月21~30日まで南部カルデラで小規模な噴火(水蒸気爆発)。火口列を形成。少量の降灰と泥流あり。樹木の枯死や有害な火山ガスの発生あり。
1970~71(昭和45~46)年	8月末頃に女岳山頂に噴気孔が形成。9月18日~翌年1月26日まで女岳山頂から噴火。頻りに噴出した溶岩流を少しずつ流出。噴出物総量約170万m ³ 。

噴火現象の説明

- 溶岩流** 溶岩(マグマ)が火口からあふれて流れ出したものです。普通は、速度が遅く、走って逃げる事ができます。溶岩流の通過した場所は全て焼き尽くされ埋められています。
- 噴石・火山弾** 噴火により高温の岩石が火口から放出されます。破壊力が大きく火口付近の建物などは容易に破壊されます。時には直径1m以上の岩塊が飛んでくることもあるので、噴火時には火口の近くに近寄ると大変危険です。
- 火山泥流・土石流** 火山泥流は、火砕流や放出された噴石や火砕流の熱により、斜面の雪が融けて発生します。土石流は、火山灰が斜面に堆積して水が地面にしみ込みにくいときに雨が降った場合、雨水が一気に川に集まり発生します。

火砕流

高温の火山灰や岩塊、火山ガスなどが混じり合い斜面を高速(時速数十km)で流れ下ります。高温のガス(火砕サージ)は本体部よりも速くまで達し大きな被害をもたらす極めて危険な現象です。

火山灰(降灰)

噴火によって火口から放出されます。火山灰は細かいため風に流されて風下側に多く降り積もります。通常は南西風が多いため主に東側に積もると予想されますが、天候や時期によって風向きが異なるため注意が必要です。

その他の現象

- 地震** 噴火の前後に大きな地震がおこることもあります。また、地震によって地面が大きく変形したり(地殻変動)することもあります。
- 火山ガス** 火口から有毒な火山ガスが放出されることがあります。低い場所に溜まりやすいので噴火時にはカルデラ内に入らないでください。
- 山体崩壊** 極めて稀ですが、地震や噴火が引き金になり山が大きく崩壊することがあります。

秋田駒ヶ岳の噴火について - Q&A -

- 質問1 秋田駒ヶ岳は活火山なの?** そのとおりじゃ。活火山は「過去10,000年間に噴火したことがわかっている火山」と、噴火記録がなくとも現在活発に噴気に噴き出している火山のことをいうんじや。秋田駒ヶ岳は、みんなも知っておるとおり1970年などに噴火をしているから、立派な活火山というわけじゃ。
- 質問2 秋田駒ヶ岳はどんな噴火をする火山なの?** 今までの噴火からみると、溶岩流、火山灰や噴石の噴出、もしかしら火砕流の発生などもあるかもしれんあ。もし、山の上に雪のある時期に火砕流が発生すると、雪が一気に融けて火山泥流が起きるかもしれんわ。それから火山灰が山の斜面にたまった後に雨が降ると、今度は土石流が発生して町まで流れ下るかもしれん。噴火が終息したからって気が抜けんのが火山災害の恐ろしいところじゃ。
- 質問3 もしも噴火する場合、何か前ぶれはあるの?** 過去の噴火のときには、噴気が増えたり、山にある笹が枯れたりしたんじや。それから温泉の温度が急に上がったたり、地震が増えたりすることも考えられるわ。このような現象や何かおかしいことを見つけたら、地元の町役場か気象庁(仙台管区気象台)にすぐに連絡するとよいじゃろう。
- 質問4 次はいつ噴火するの?** じつは仙人のわたしたちでも、よく分らないんじや。ただ、秋田駒ヶ岳で過去3回の噴火は偶然なのかもしれんが、40年に一度くらいの間隔じゃったから、もしかするとあと10~20年のうちに一度くらい噴火が起きるかもしれんわ。おっと、これはわいの勘にすぎんがのう。なかに、いつ噴火するかと心配するよりも、いつ噴火しても大丈夫のように普段から心がけておればよいのじゃ。
- 質問5 噴火すると、どのあたりまで被害がおよぶの?** 次の噴火がどのくらいの大きさの規模なのかで被害がおよぶ範囲は変わってくるんじや。近年の噴火のように、小規模な噴火なら市街地への被害はほとんどないが過去2000年間に何回かあったような大規模な噴火のときや、火山活動に変化があった場合に示したような範囲が影響を受けることになるので予想されるんじや。北部カルデラから噴火する場合と南部カルデラから噴火する場合で被害がおよぶ範囲が変わるから、噴火が始まったらテレビや新聞などをみて「火口がどこにできたか」を注意することじゃな。
- 質問6 噴火に備えるには、どうしたらいいの?** 次のようなことを普段から心がけておけば安心じゃ。① 秋田駒ヶ岳が活火山であり、どのような噴火が起きやすいかなど、火山としての特徴を知っておく。② 家族で避難場所を確認しあっておく。③ 地震に備えて家具の固定や壁の補強をしておく。④ 普段から非常持ち出し品を準備しておく。
- 質問7 もしも噴火が始まったら、どうすればいいの?** 噴火が始まるとあわてたり、パニックになりやすいから、まずは落ち着いて正確な情報を知ることじゃ。デマにまどわされないように正しい情報(気象庁の火山情報(下の表を参照)など)をきいてあわてずに避難などの行動をすることじゃ。普段から心がまえをしっかり持っておくことが一番じゃな。

非常持ち出し品

- 着替え(長そで上着、シャツ、ズボン、下着、くつ下など)
- 手ぶくろ・軍手
- マスク
- 非常食水3リットル以上(乾パン、もち、缶詰、缶詰食品、7、チョコなど)
- 常備くすり、救急箱
- 現金・小銭
- 携帯電話
- ゴーグル(火山灰除け)
- リュックサック
- 毛布・タオル
- 預金通帳・印鑑
- 懐中電灯(予備電池)
- おぼろぎ
- 常備薬
- ヘルメット(防災ずきん)
- かさ・カッパ
- 健康保険証
- ろうそく・ライター

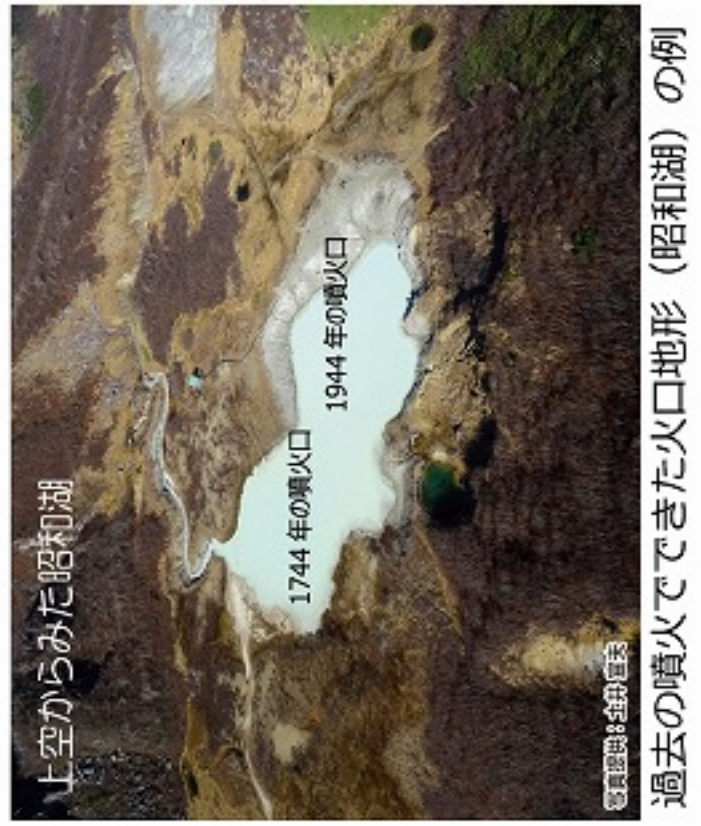
栗駒山火山ハザードマップ

栗駒山は、過去約1万年間に何度も噴火を繰り返してきた活火山です。最新の噴火は1944年に昭和湖付近で発生しています。このハザードマップは、栗駒山で過去に発生した噴火や他火山での噴火事例を参考に、一定の条件を設定し、「水蒸気噴火」と「マグマ噴火」にわけた噴火による影響範囲を示したものです。噴火によって発生する現象はさまざまであり、実際の噴火ではこの図と異なる場合もあるため注意が必要です。

噴火想定範囲

どこから噴火するか

過去に噴火した地点を含む範囲を、水蒸気噴火とマグマ噴火にわけ噴火地点として想定しています。次の噴火では、これら噴火想定範囲のいずれかの地点から噴火が発生する可能性が高いと考えられます。



噴火したときに発生する現象

普段から注意が必要

火山ガス

昭和湖やゼツタ沢の周辺では、人体に有害な火山ガスが埋蔵から発生しています。立ち入り禁止区域には絶対に入らないよう注意が必要です。

大きな噴石

噴火と同時に発生します。噴火から最大4km程度まで飛散します。爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石が火口から全方向に弾道を描いて飛散します。直径数十cmの岩石等は、風の影響を受けずに短時間で落下し、大ささによっては建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力があるため、事前の避難が必要です。

火砕流・火砕サージ

噴火と同時に発生します。数百度以上の高温に達することがあり、スピードの速い現象です。高温の岩塊やガスなどが混合して、高速で流れる現象です。爆発的な噴火に伴って発生するほか、溶岩ドームが崩れて火砕流が発生することもあります。時速100kmを超えることもあり、発生してから避難しては間に合いません。

融雪型火山泥流

雪が積もっているときに噴火すると発生します。噴火によって流下する雪が溶けて、噴火に伴って高温の噴出物が、火口付近の雪を急速に融かし、発生した大量の水が周辺の土砂を巻き込みながら流下する現象です。噴火に伴って発生し、時速60kmを超えることもあり、沿道に倒れて一気に流れていくため、発生してから避難が困難です。

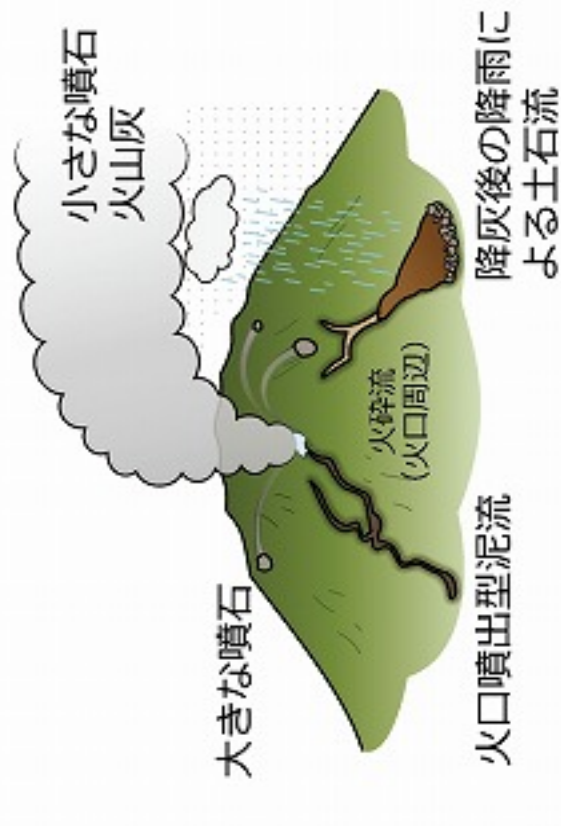
強酸性水の流下

1944年に昭和湖付近で発生した水蒸気噴火では、昭和湖及び須川温泉源泉で強酸性水の湧出が続き、噴火後3年にわたって須川川下流域の農作物や水力発電所に被害を及ぼしています。また、1744年噴火時にも強酸性水による被害を受けたことが古文書の記録で明らかになっています。将来、水蒸気噴火に伴って強酸性水が湧出した場合には、須川川下流域では数年間にわたり強酸性水による影響を受けることが想定されます。また、秋田県側で噴火が発生した場合には、成瀬川方向にも強酸性水が流下する可能性があります。なお、1944年噴火後には昭和湖及び須川温泉源泉でpH 0.8、磐井川の流域でpH 3.0が観測されています。さらに大きな影響を受ける可能性も考えられます。

噴火の種類

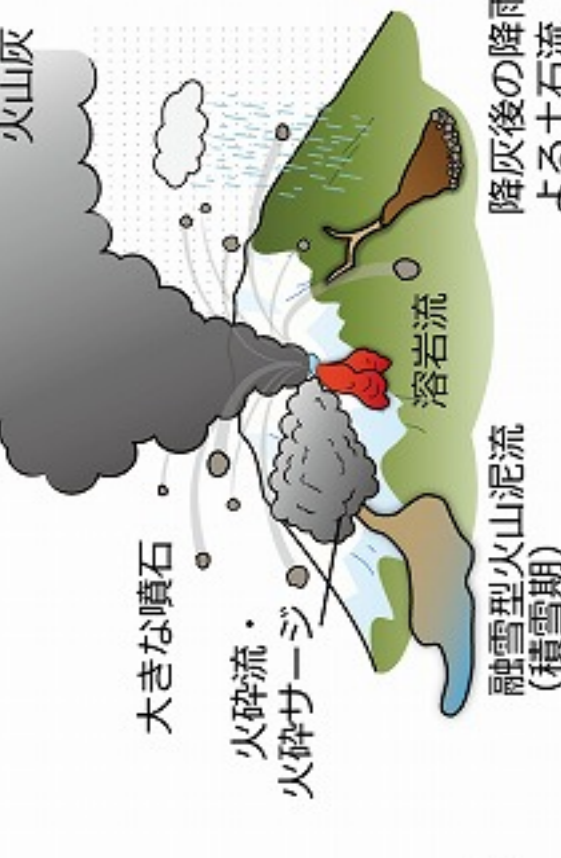
水蒸気噴火

マグマによって加熱された地下水等が爆発的に地表に噴出して発生する噴火



マグマ噴火

地下から上昇してきたマグマが地表へ噴出して発生する噴火



小さな噴石、火山灰 (降下火砕物)

上空の風の向きにより影響範囲が大きく変わります。風下側では火口から遠方まで降灰することもあります。噴火により噴出した火山レキや軽石などは、上空の風に流されて降り、火口から遠いところまで影響することもあります。小さな噴石は、噴出してから地面に降りるまで数分から十数分かかるため、屋内等に避難することで身を守ることができます。このハザードマップでは、上空の風が平均的な強さの場合を想定しています。なお、一度の噴火で必ずしも全方向に火山灰が積もるわけではありません。

火口噴出型泥流

噴火と同時に発生し、谷筋を流下します。火口から直接泥水が噴き出し流下する現象です。温度が高い場合、熱泥流と呼ばれることもあります。栗駒山では過去約1万年間に、少なくとも5回の水蒸気噴火で火口から泥水が噴出し、磐井川方向へ流下したことがわかっています。

溶岩流・溶岩ドーム

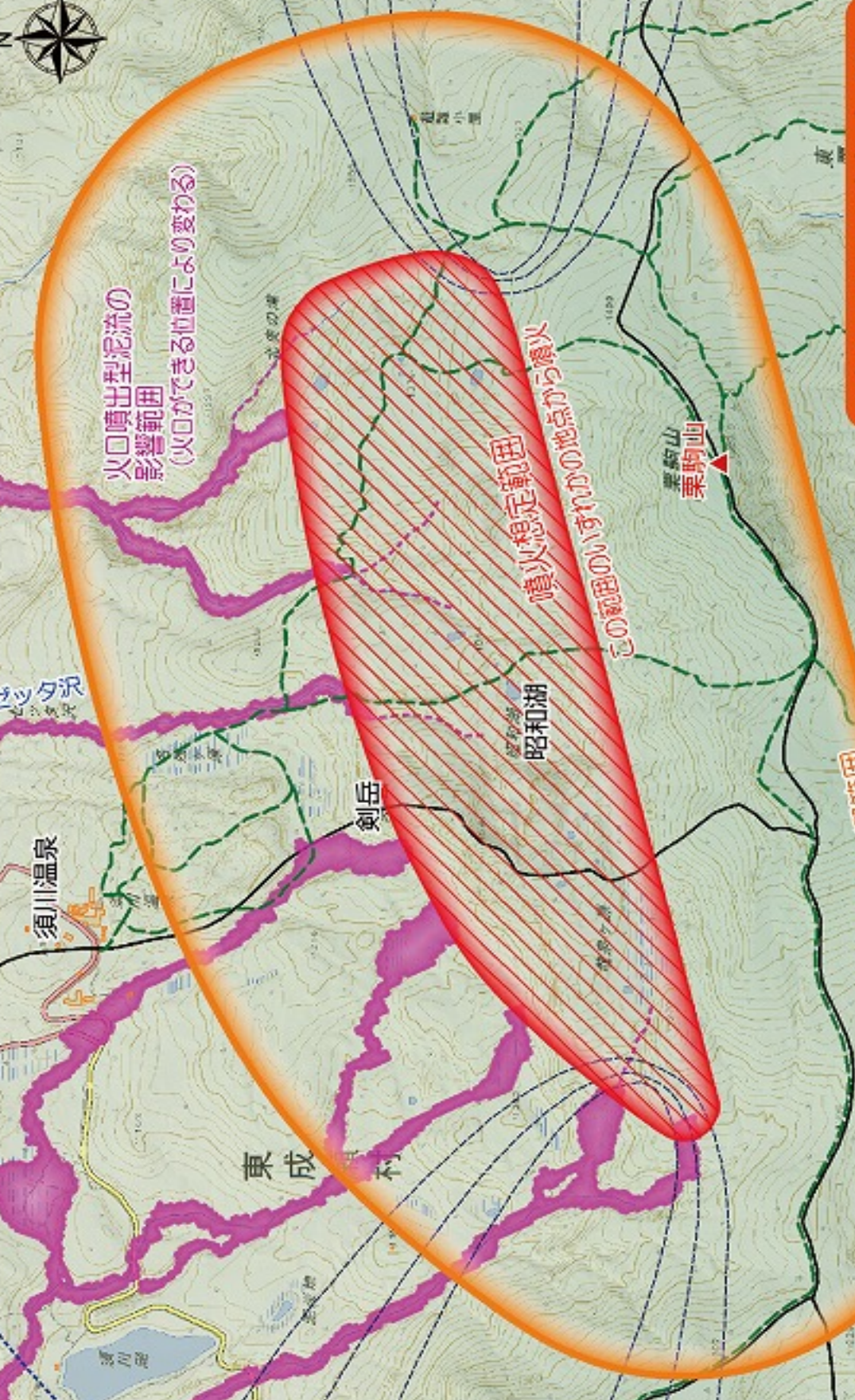
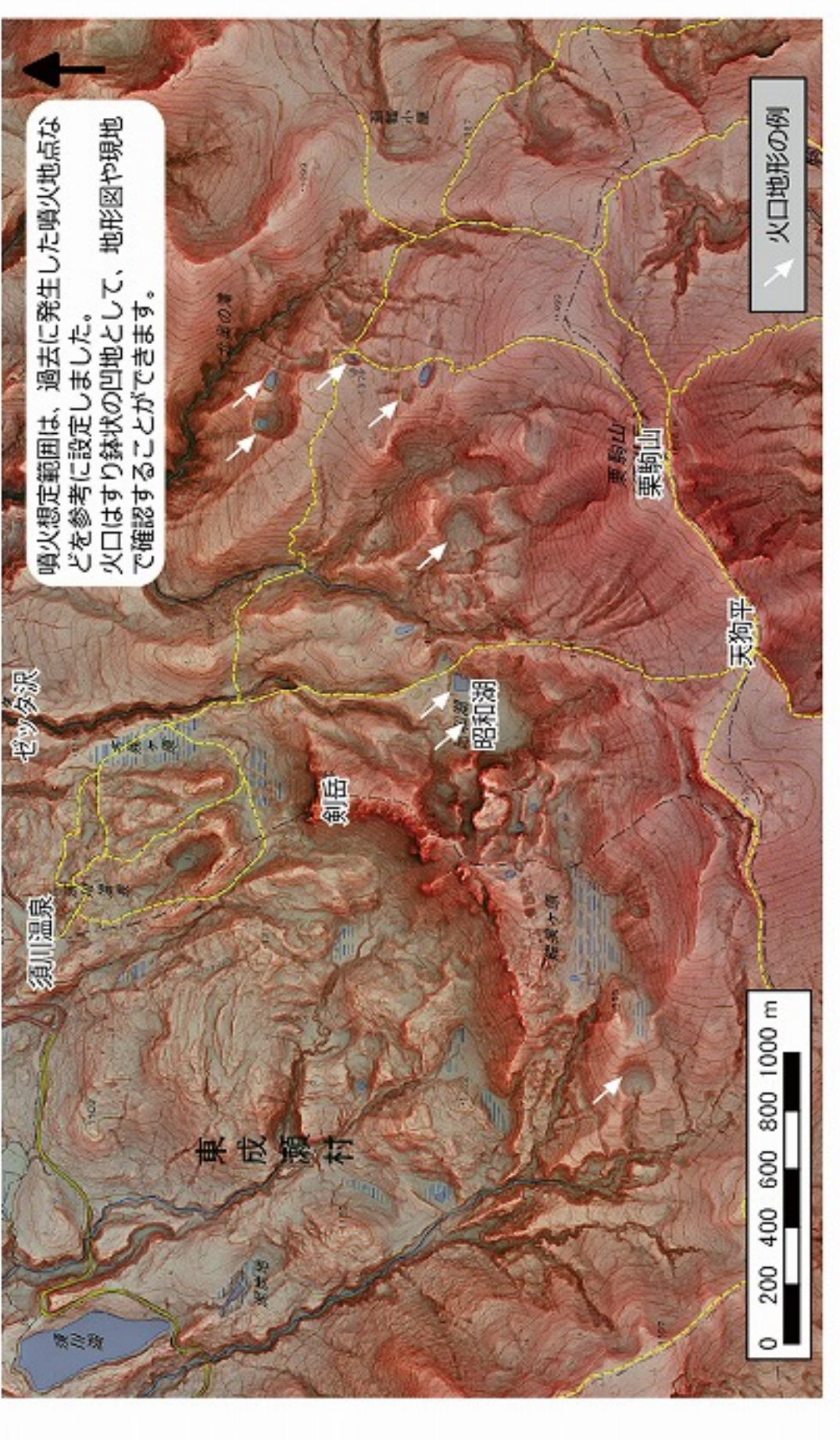
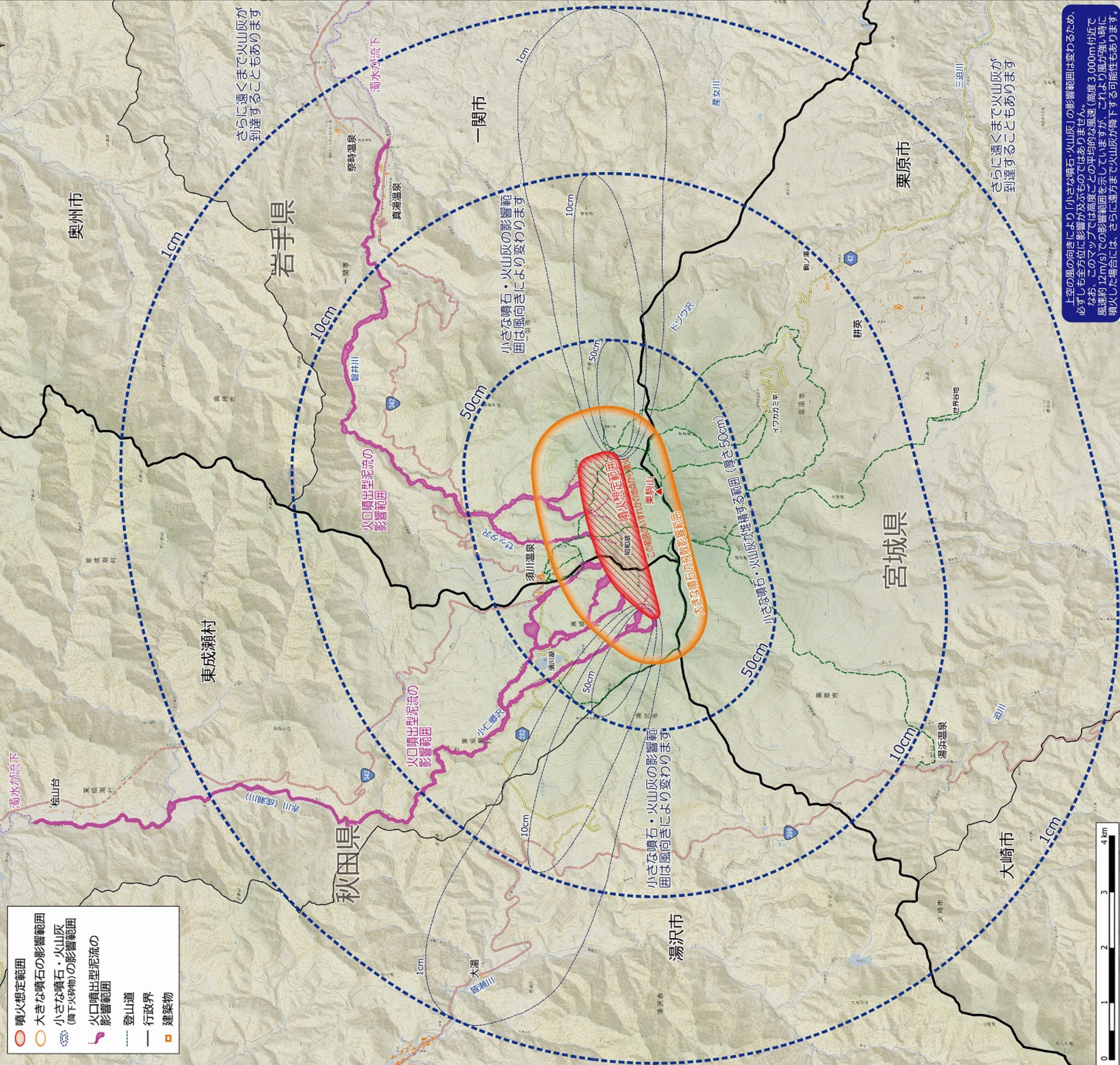
比較的天つくりと流下する現象です。火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象です。比較的ゆっくり流れるので避難が可能ですが、通過域の森林や道路等をすべて焼失、埋没させます。

降水後の降雨による土石流

降雨によって発生します。噴火後には数年間にわたって起きやすくなります。土石流は、火山灰等が堆積した斜面において降雨に伴い発生し、谷地形や沢に流れて流下する現象です。火山灰などの堆積状況により、噴火後数ヶ月〜数年間にわたって土石流が発生しやすい状態が長く続く可能性があります。降水後の降雨時には特に警戒が必要です。

水蒸気噴火が発生した場合

水蒸気噴火は、噴火想定範囲のいずれかの地点から発生する可能性が高いと予想されます。大きな噴石、小さな噴石、火山灰および火口噴出型泥流の影響範囲は、火口の位置によって変化します。

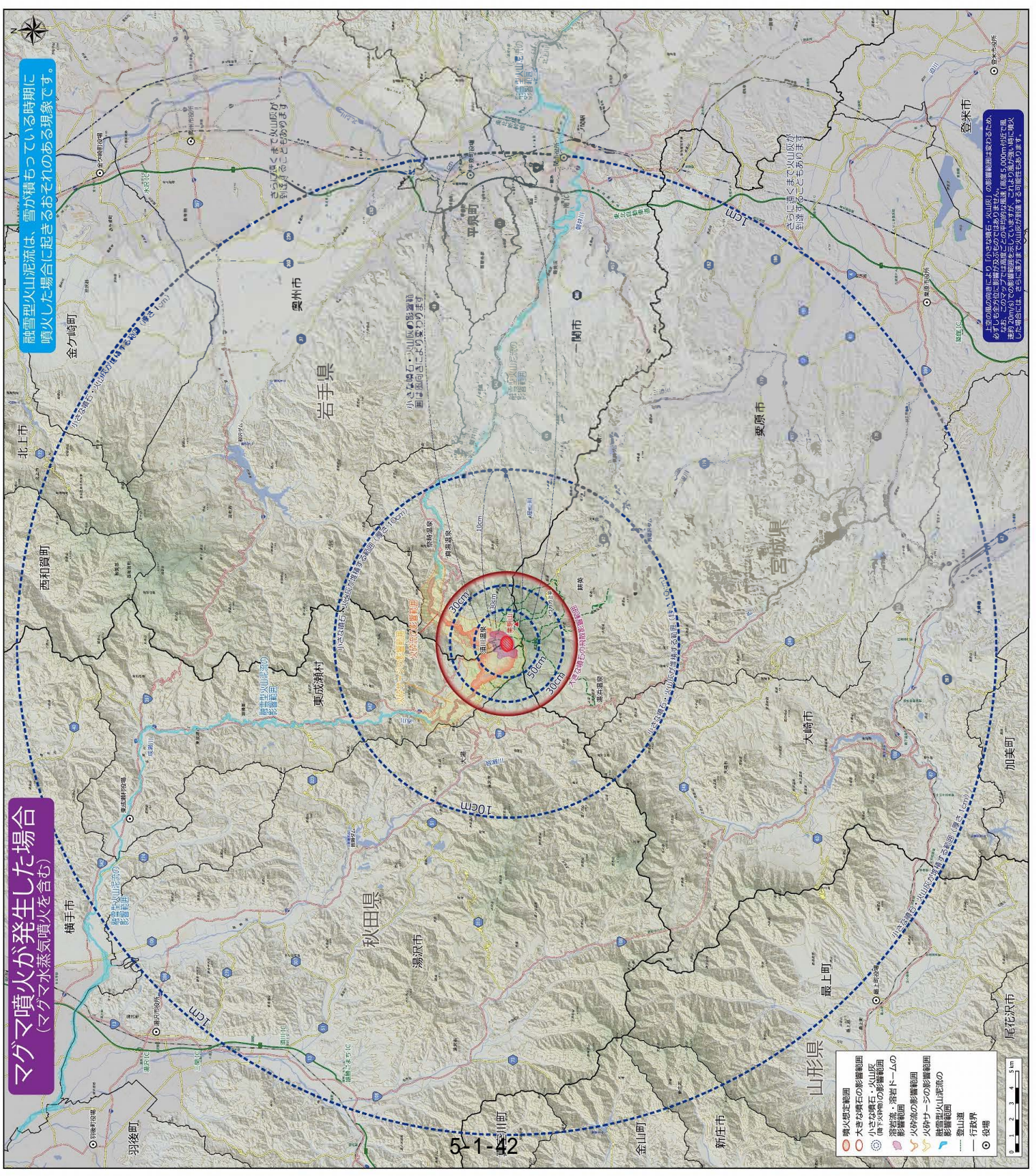


作成：栗駒山火山防災協議会 発行年月：平成30年3月
 編集：栗駒山防災協議会 (019-629-5155) 宮城県 栗駒山防災協議会 (022-211-2375) 秋田県 秋田県防災協議会 (018-860-4562)
 この地図の作成にあたっては、国土院の地形図(1:25,000)と、国土地理院の地形図(1:50,000)を使用しました。(総ページ数 29/29)

火口周辺は火砕流を伴う可能性があります。大きな噴石の飛散区域も注意してください。

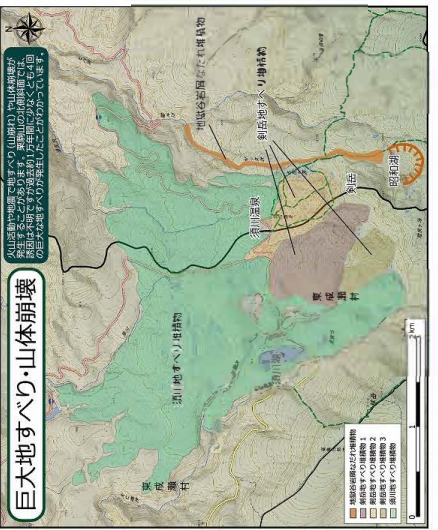
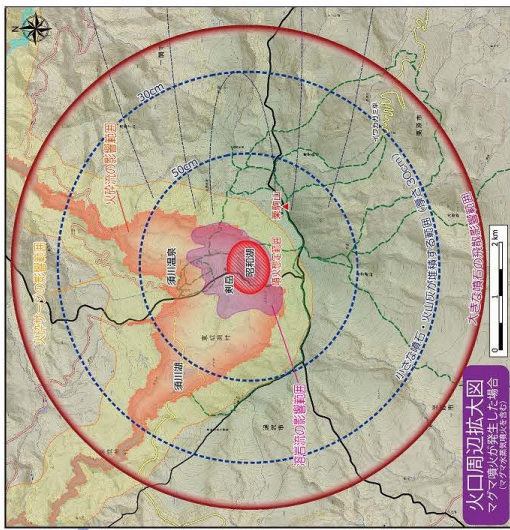
乗駒山火山ハザードマップ

作成：乗駒山火山防災協議会 発行年月：平成 30 年 3 月
 印刷：印刷局 印刷機番：02-211-2275 (印刷部) 印刷部 印刷機番：018-849-4562
 印刷部 印刷機番：018-629-5155 (印刷部) 印刷部 印刷機番：018-629-5155 (印刷部) 印刷部 印刷機番：018-629-5155 (印刷部)



マグマ噴火が発生した場合
 (マグマ水蒸気噴火を含む)

融雪型火山泥流は、雪が積もっている時期に噴火した場合に起きるおそれのある現象です。



くりにまやま